

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市国土強靱化地域計画及び各種防災計画の素案について

- 資料 1 川崎市国土強靱化地域計画（素案）について
- 資料 2 川崎市国土強靱化地域計画（素案）
- 資料 3 川崎市地域防災計画の修正について
- 資料 4 川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）
- 資料 5 川崎市地域防災計画風水害対策編（修正素案）
- 資料 6 川崎市地震防災戦略（素案）の概要
- 資料 7 川崎市地震防災戦略（素案）
- 資料 8 川崎市国土強靱化地域計画（素案）及び川崎市地域防災計画（修正素案）並びに川崎市地震防災戦略（素案）への意見募集について

平成 27 年 12 月 9 日

総 務 局

I 国土強靱化地域計画とは

- ・国土強靱化基本法が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱化南国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。
- ・国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法の規定に基づき地方公共団体が策定できる計画で、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

II これまでの経過

1 国の動向

- 平成25年12月： 国土強靱化基本法成立
- 平成26年 6月： ・国土強靱化基本計画（閣議決定）
・国土強靱化アクションプラン2014（推進本部決定）
・国土強靱化地域計画策定ガイドライン 公表
- 平成27年 6月： ・国土強靱化アクションプラン2015（推進本部決定）
・国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第2版) 公表

2 本市の動向

- 川崎市国土強靱化地域計画策定推進会議の設置（平成26年10月）
- 【会議開催状況】 推進会議 4回、幹事会 5回、防災対策検討委員会 3回 など

III 検討経過

1 検討方法

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、本市における脆弱性の分析・評価等を実施しながら、本市地域計画(素案)の策定に向けた検討・調整を行いました。

2 検討の流れ

- 1 目標の明確化
- 2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)、施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検証
- 4 推進方針(対応方針など)の設定
- 5 対応方針の重点化、優先順位付け



川崎市
国土強靱化
地域計画
(素案)

IV 地域計画(素案)の構成

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 地域計画の位置付け
- 第3節 計画期間

第2章 計画の基本的考え方

- 第1節 基本目標
- 第2節 事前に備えるべき目標
- 第3節 本市強靱化を推進する上で配慮すべき事項

第3章 本市の概況、対象とする災害

- 第1節 本市の概況(地理的条件、自然条件など)
- 第2節 想定する大規模自然災害(対象とする災害)

第4章 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対する脆弱性評価

- 第1節 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」及び施策分野
- 第2節 脆弱性の分析・評価の実施手順

第5章 脆弱性評価の実施結果

- 第1節 脆弱性評価結果のポイント
- 第2節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対する脆弱性評価結果

第6章 本市強靱化の推進方針

- 第1節 推進方針のポイント
- 第2節 リスクシナリオごとの推進方針
- 第3節 重要業績指標及び目標値
- 第4節 プログラムの重点化

第7章 計画の推進と見直し

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 進捗管理
- 第3節 計画の見直し

第8章 資料編

- ・リスクシナリオにおけるプログラム(施策)の強靱化施策分野(個別分野)一覧
- ・重要業績指標及び目標値
- ・関連事業一覧

V 今後の予定

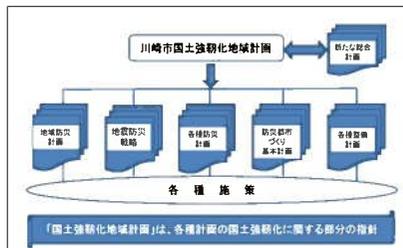
	H27年		H28年		
	11月	12月	1月	2月	3月
策定推進会議		○			○
策定推進会議幹事会	○				○
防災対策検討委員会	○				○
パブリックコメント等					公表

VI 地域計画(素案)の概要

第1章 計画の策定趣旨、位置付け<P1~2>

第1節 計画策定の趣旨

- 平成25年12月に「国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」などが策定され、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、政府一丸となって強靱な国づくりに向けた取組を推進しています。
- 国の動向を踏まえ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「川崎市国土強靱化地域計画」を策定します。



第2節 計画の位置付け

- 国土強靱化基本法第13条に基づき策定する計画

第3節 計画期間

- 平成28年度から平成32年度までの概ね5年間

第2章 計画の基本的考え方<P3~5>

第1節 基本目標

- 人命の保護が最大限図られる
- 市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化
- 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

- 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 制御不能な二次災害を発生させない。
- 大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3節 本市強靱化を進める上で配慮すべき事項

- 強靱化を進める上での取組姿勢
 - 強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進 など
- 適切な施策の組み合わせ
 - ハード対策・ソフト対策、自助・共助・公助
- 効率的な施策の推進
- 地域特性に応じた施策の推進

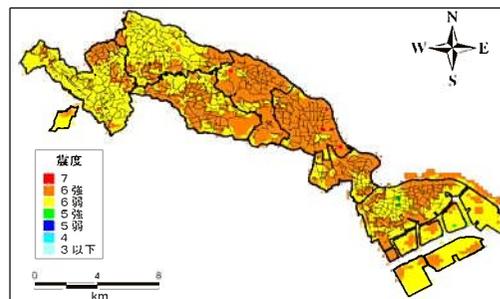
第3章 本市の概況、対象とする災害<P6~17>

第1節 本市の概況

- 位置及び面積
- 地勢
- 地質
- 地域特性
- 気象概況
- 人口推移
- 都市インフラの老朽化
- 市民の取組状況
- 本市のポテンシャル など

第2節 想定する大規模自然災害(対象とする災害)

- 川崎市直下の地震、最大クラスの津波（慶長型地震）を中心に実施
- その他大規模自然災害（洪水、土砂災害、火山災害）



<川崎市直下の地震>



<多摩川の洪水ハザードマップ>

第4章 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と脆弱性評価方法<P18~20>

第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)及び強靱化施策分野

国の基本計画や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における想定リスク、地域特性、基礎自治体としての役割、事前に備えるべき目標などを踏まえて設定しました。

- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
 - 32事態を設定
- 強靱化施策分野
 - 個別分野・・・「行政機能」「住宅・国土保全・交通」「保健医療・福祉」「産業」「エネルギー・環境」
 - 横断的の分野・・・「リスクコミュニケーション」「老朽化対策」「研究開発」

第2節 脆弱性評価方法

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避する観点から、本市の取組状況等の調査を行い、課題の分析・評価を実施しました。
- リスクシナリオごとの分析・評価結果を、強靱化施策分野の個別分野との関連性を整理するとともに、横断的の分野についてはあらためて評価結果を取りまとめました。

第5章 脆弱性評価結果<P21~38>

第1節 脆弱性評価結果のポイント

・「8つの事前に備えるべき目標」及び「横断的分野」のごとに評価結果をまとめています。

第2節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対する脆弱性評価結果

・32の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに評価結果をまとめています。

第6章 本市強靱化の推進方針<P39~58>

第1節 推進方針のポイント

・脆弱性評価結果を踏まえ、「8つの事前に備えるべき目標」及び「横断的分野」ごとの推進方針のポイントを取りまとめました。

第2節 リスクシナリオごとの推進方針等

・32の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの推進方針と関連する主な重要業績指標などを取りまとめました。

第3節 重要業績指標及び目標値

第4節 プログラムの重点化

・限られた資源で効率的かつ効果的に取組を推進するため、施策の重点化を図りながら進める必要があることから、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の中から、対策を講じなかった場合の影響の大きさや緊急度、波及性などを踏まえ、13の重点化するべきリスクシナリオを選定し、それに関連するプログラムの重点化します。

第7章 計画の推進と見直し<P59>

第1節 計画の推進体制

・全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって取組を推進していく必要があります。
・国、神奈川県、関係機関、市民、民間事業者などとの連携・協力を進めるため、平時からの関係構築に努めていきます。

第2節 進捗管理

・関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくこととします。
・進捗結果などを踏まえ、各種取組の見直しや改善、必要となる予算措置を行うとともに、国・神奈川県・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図っていきます。

第3節 計画の見直し

・5年ごとに見直しを行うこととします。

但し、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国・神奈川県などの強靱化に関する取組状況、本市の進捗状況などを考慮し、必要に応じ見直しを行うものとします。

第8章 資料編<P60~69>

1 リスクシナリオにおけるプログラム(施策)の強靱化施策分野(個別分野)一覧

2 重要業績指標一覧及び目標値

3 関連事業一覧

VII (参考) プログラム一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	プログラム(施策)	
1	1-1-1) 建物・交通施設等の特定多数が集まる施設(複合的・大規模副都心)に地震災害における火災による死者の発生	○建物の耐震化の促進 ○都市消防隊等の整備の推進 ○道路の確保等の推進 ○消防施設等の充実強化 ○避難場所の確保の推進 ○消防団等の資力の増進	
	1-1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○防波堤等の整備の推進 ○大規模津波等への対応力の向上 ○各構大規模災害への避難対策の推進 ○風水対策の推進 ○災害情報伝達体制の整備の推進 ○災害対応力の向上	
	1-1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な計画地帯の浸水	○物資供給体制の整備の推進 ○消防団等の施設整備の推進 ○災害拠点市町村等の形成 ○道路の確保等の推進【再掲】 ○災害用物資の確保 ○上・下水道施設の耐震化の推進 ○災害対応の体制・設備等の充実 ○燃料確保の推進	
	1-1-4) 大規模な火災(爆発・土砂災害等)の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅延等による多数の死者の発生	○帰宅困難者向けの備蓄や受入れ体制の確保 ○災害時における関係機関の連携の推進 ○衛生防疫の確保の推進 ○災害用トイレ整備の推進 ○平時からの予防検診の推進	
	2	2-1) 被災地での食料・飲料水・医薬品等に生命に関わる物資供給の長期停止 2-2) 消防等の被災等による救助・救急活動等の統一的不足 2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-4) 想定を超える人員かつ長期的な帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 2-5) 被災等による医療施設及び関係者の統一的不足・被災、閉鎖・喪失レベルの連続による医療機能の崩壊 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○物資供給体制の整備の推進 ○消防団等の施設整備の推進 ○災害拠点市町村等の形成 ○道路の確保等の推進【再掲】 ○災害用物資の確保 ○上・下水道施設の耐震化の推進 ○災害対応の体制・設備等の充実 ○燃料確保の推進 ○帰宅困難者向けの備蓄や受入れ体制の確保 ○災害時における関係機関の連携の推進 ○衛生防疫の確保の推進 ○災害用トイレ整備の推進 ○平時からの予防検診の推進
3	3-1) 市営施設及び地方行政機関の機能・施設等の被災による関係の大規模な低下	○防災拠点等の耐震性の推進 ○業務継続体制の整備・充実 ○長期避難施設等に対する対応の推進 ○バックアップ体制の整備 ○自治体等との連携強化	
	4	4-1) 電力供給停止等による情報通信の停断・長期停止 4-2) テレビジョン放送の中断等により災害情報が必要な者に対応できない状態	○情報通信施設の耐震性の強化等 ○長期避難施設等に対する対応の推進【再掲】 ○情報提供の体制等の確保等
	5	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業生産力の低下 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3) コンピナート・重要な企業施設の損壊、火災、爆発等 5-4) 海上輸送の停断による海外貿易への甚大な影響 5-5) 太平洋ベルト、地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 5-6) 生産拠点の稼働停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の確保	○個別企業PRPの策定の促進 ○川崎港(貨物)の防災対策の実施 ○道路の確保等の推進【再掲】 ○民間施設の耐震化等の支援の推進 ○石油コンビナート等防災訓練の実施 ○石油コンビナート等防災訓練の見直し等の実施 ○コンビナート関連施設の耐震化の支援等 ○海上輸送拠点の耐震化等の推進 ○交通手段の確保強化 ○海上輸送拠点の耐震化等の促進 ○物資供給体制の整備【再掲】 ○都市農地の保全等の推進
	6	6-1) 電力供給ネットワーク(変電設備、送配電設備)が石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2) 主要道路の長期閉鎖による供給停止 6-3) 治水施設等の長期閉鎖による機能停止 6-4) 地域間ネットワークが分断する事態 6-5) 異常洪水等により用水の供給の途絶	○電気設備の確保 ○土木道路等の耐震化の推進【再掲】 ○下水道施設の耐震化の推進【再掲】 ○下水道施設等の確保の推進 ○道路の確保等の推進【再掲】 ○海上輸送拠点の耐震化等の促進 ○災害対応力の向上
	7	7-1) 海軍・海防等の防衛施設等の発生 7-2) たばこ、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-3) 有害物質の大量漏洩・流出	○石油コンビナート等防災計画の見直し等の実施【再掲】 ○コンビナート関連施設の耐震化等【再掲】 ○石油コンビナート等防災訓練の実施【再掲】 ○石油コンビナート災害等への情報機能の強化
8	8-1) 大規模に発生する災害(経済的)の処理の停滞により復旧・復興が大規模に遅れる事態 8-2) 道路・港湾等の復旧・復興を担う人材等(専門職、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大規模に遅れる事態 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大規模に遅れる事態 8-4) 鉄道等の主要インフラの損壊により復旧・復興が大規模に遅れる事態 8-5) 防災施設(下水道)による広域・長期的な浸水の発生により復旧・復興が大規模に遅れる事態	○災害復旧処理計画に基づいた対応の推進 ○ごみ処理施設の耐震化等の推進 ○関係機関の連携等 ○地域間、地域自治体等との連携強化 ○道路の確保等の推進【再掲】 ○主要インフラ復旧等の大規模遅延への対応の検討 ○地域連携等の推進 ○災害対応力の向上	

* 網掛け部分が、重点施策

川崎市国土強靱化地域計画 (素案)

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第2章 計画の基本的考え方	3
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 本市強靱化を推進する上で配慮すべき事項	3
第3章 本市の概況、対象とする災害	6
第1節 本市の概況（地理的条件、自然条件など）	6
第2節 想定する大規模自然災害（対象とする災害）	12
第4章 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と脆弱性評価方法	18
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）及び強靱化施策分野 ...	18
第2節 脆弱性評価方法	20
第5章 脆弱性評価の実施結果	21
第1節 脆弱性評価結果のポイント	21
第2節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する脆弱性評価結果	25
第6章 本市強靱化の推進方針	39
第1節 推進方針のポイント	39
第2節 リスクシナリオごとの推進方針	45
第3節 重要業績指標の目標値	57
第4節 プログラムの重点化	57
第7章 計画の推進と見直し	59
第1節 計画の推進体制	59
第2節 進捗管理	59
第3節 計画の見直し	59
第8章 資料編	60
1 リスクシナリオにおけるプログラム(施策)の強靱化施策分野(個別分野) 一覧	60
2 重要業績指標及び目標値	63
3 関連事業一覧	67

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、川崎市域に最も大きな被害を及ぼす地震として川崎直下の地震(M7.3)による地震被害想定調査の再検証を行い、その結果を踏まえ、「川崎市地域防災計画」や「川崎市地震防災戦略」などの修正を行うとともに、新たに「川崎市臨海部防災対策計画」、「川崎市津波避難計画」、「川崎市防災都市づくり基本計画」などを策定し、防災・減災に向けた取組を進めてきたところです。

また、地球の温暖化により、集中豪雨の発生回数の増加や台風の大型化に伴う大規模な水害や土砂災害の発生などが懸念されているため、河川や下水道等のハード整備を計画的に進めるとともに、各種ハザードマップ等を活用した市民への啓発などのソフト対策の取組を進めているところです。

さらに、国においては、近い将来発生が懸念されている、南海トラフ沿いの大規模な地震や首都直下地震などの大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25(2013)年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」を公布、施行しました。また、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。))などを、平成26(2014)年6月に策定するなどして、政府一丸となって強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

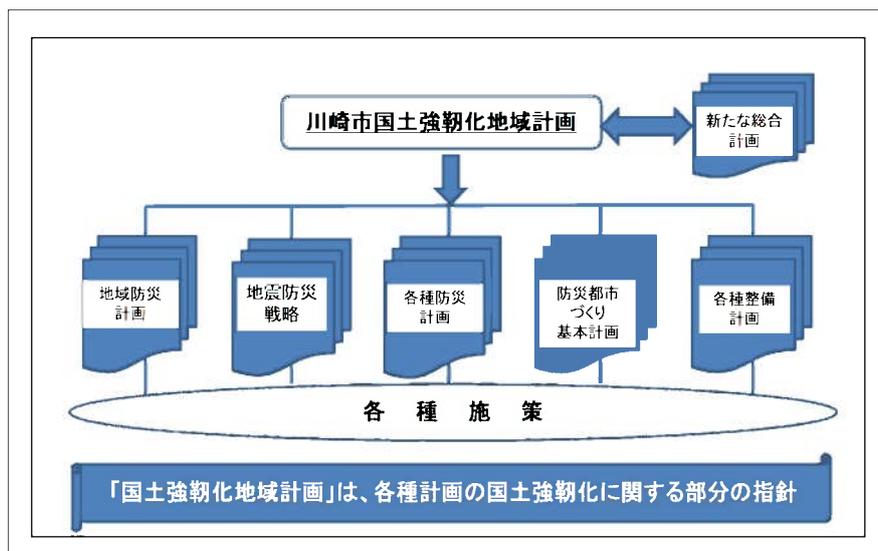
本市においても、これら国の動向を踏まえ、国と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「川崎市国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。))を策定し、取組を推進するものです。

第2節 地域計画の位置付け

本計画は、「基本法」第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

そのため、市政の基本方針である「新たな総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「川崎市地域防災計画」などとも整合を図りながら策定するものです。

なお、本計画の対象区域は川崎市域を基本として、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとします。



第3節 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの概ね5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的考え方

基本法第14条において、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されているため、「基本計画」や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」を設定しました。

また、基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項」を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

第1節 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られる。
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化
- 4 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8 大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3節 本市強靱化を推進する上で配慮すべき事項

- 1 本市の強靱化を推進する上での取組姿勢
・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進

- ・本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- ・短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本市と市民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取り組みを実施

3 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

4 地域特性に応じた施策の推進

- ・地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- ・女性、高齢者、子供、障害者などに配慮した施策の推進
- ・地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

<参考>国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

- 1 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- 2 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視点を持って計画的な取組にあたること
- 3 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・強調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと
- 4 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- 5 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと
- 6 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- 7 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ官（国、地方自治体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性、緊急性、危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと
- 8 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- 9 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- 10 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること
- 11 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること
- 12 施設の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- 13 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること
- 14 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること
- 15 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- 16 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- 17 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

第3章 本市の概況、対象とする災害

第1節 本市の概況（地理的条件、自然条件など）

1 位置及び面積

本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいます。位置及び面積は、東経139度47分46秒から139度26分55秒、北緯35度38分34秒から35度28分11秒に位置し、面積は144.35k㎡(神奈川県の約6%)です。

2 地勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約33km、南北の最短距離は約1kmのところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高110m余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市です。

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、麻生川は北西部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入しています。また、三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいます。



出典：川崎市の概況（川崎市市勢要覧2012年版）より

出典：川崎市地震被害想定調査報告書（H25.3）

3 地 質

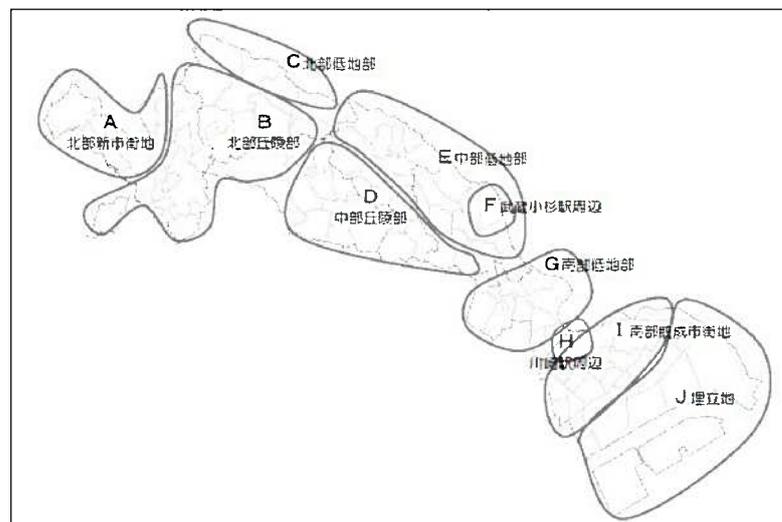
前期更新世に堆積した砂礫や泥岩からなる海成層の上総層群が基盤となり、その上に、中・後期更新世の相模層群や古期ローム層、新規段丘堆積物、新期ローム層が不整合に覆い、丘陵地や台地が構成されています。

また、多摩川及び鶴見川とそれぞれの支流沿いの沖積平野は、礫・砂・泥などの未固結の沖積層が厚く堆積し、軟弱な地盤となっています。

4 市街地環境から見た地域特性（「防災都市づくり基本計画」より引用）

地域毎の特性の把握と防災上の問題点について、土地利用種別、木造老朽率、人口増減等の12項目を基に、市内を10地域に分類に整理しています。

市街地環境等から見た地域特性 (p.85 参照)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	北部 新市街地	北部 丘陵部	北部 低地部	中部 丘陵部	中部 低地部	武蔵 小杉 駅周辺	南部 低地部	川崎駅 周辺	南部 武蔵 市街地	埋立地
1) 土地利用種別	住居系	住居系・商業系	住居系	住居系	住居系 工業系 商業系	商業系	住居系 工業系	商業系	住居系	工業系
2) 地形	丘陵部		低地部	丘陵部	低地部					埋立地
3) 市街地形成の時期	新	新・中	中	中	古	古	古	古	古	中・古
4) 幅員4m未満道路と水邊密集市街地	低	低	低	低	中	低	高	低	高	低
5) 建物老朽率	少	少～中	中	中	一部多	一部多	多	一部多	多	-
6) 木造率	多	多	中	多	一部多	少	中	少	一部多	-
7) 宅地細分化等の傾向	細分化	細分化・ 一部集約化	-	-	一部 集約化	集約化	-	集約化	一部 集約化	-
8) 広域避難区域区画	有※	一部有 ※	無	一部有 ※	無	無	一部有 ※	無	無	有
9) 都市的空地	多	多	中	中	少	多	少	中	中	多
10) 自然的土地利用	多	多	中	中	少	少	少	少	中	多
11) 人口増減	増	減	維持	維持	増	増	減	増	減	-
12) 高齢化率	一部高	高	-	-	-	-	高	-	高	-

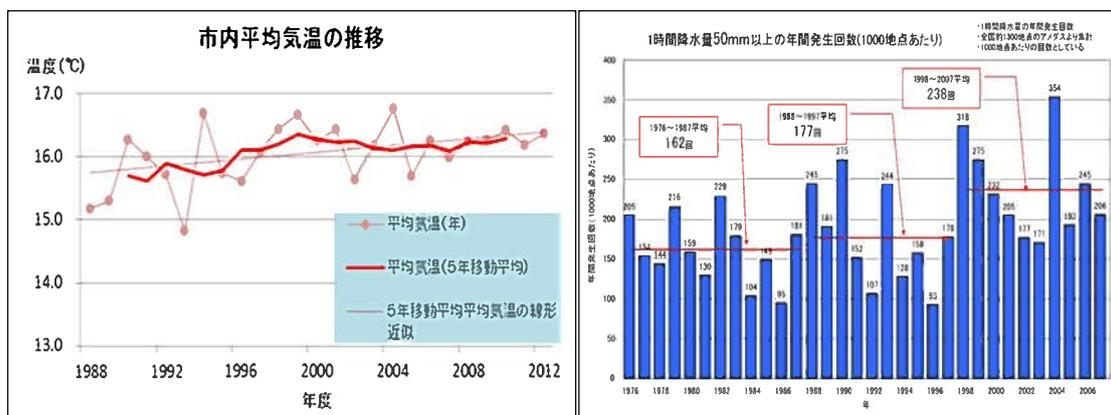


5 気象概況

本市の年間の平均気温の平均値は16度前後と温暖です。また、横浜気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の5.9度が最低値、8月の26.7度が最高値となっています。

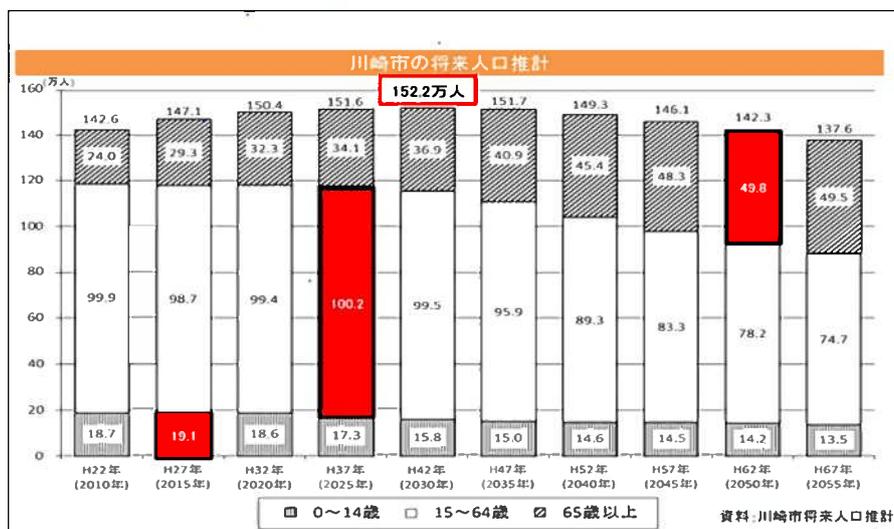
過去10年間（平成17（2005）～26（2014）年度）の年間平均雨量は、約1,400mmで、月別平均雨量の最大は、10月の215mmとなっています。また、市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は、年平均2.8日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmとなっています。

また、気象庁の公表データでは、全国における1時間降水量が50mm以上の発生回数は、増加傾向にあることが確認されています。



6 人口推移

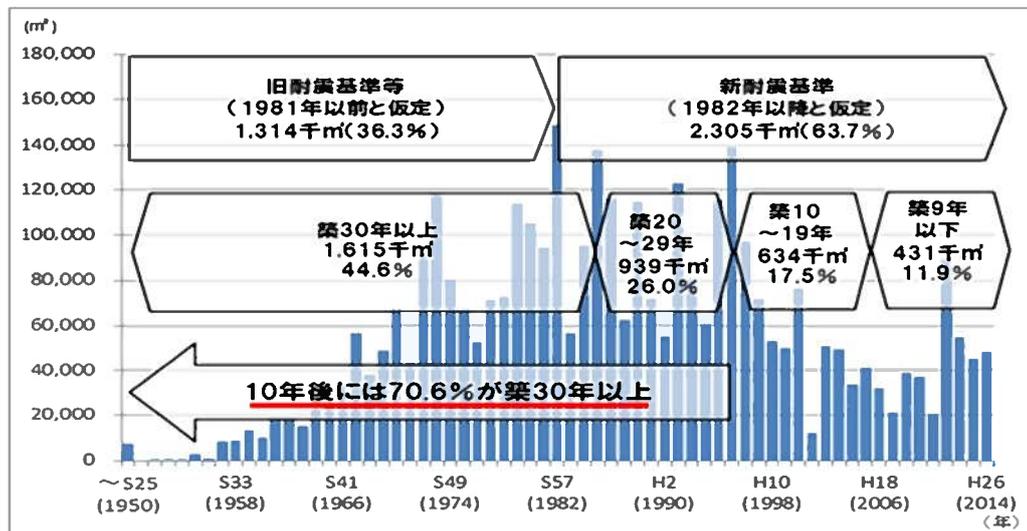
本市の将来人口推計では、平成42（2030）年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成27（2015）年、生産年齢人口のピークは平成37（2025）年と推計されており、ピーク後は急速に減少していくと見込まれています。



7 都市インフラの老朽化

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

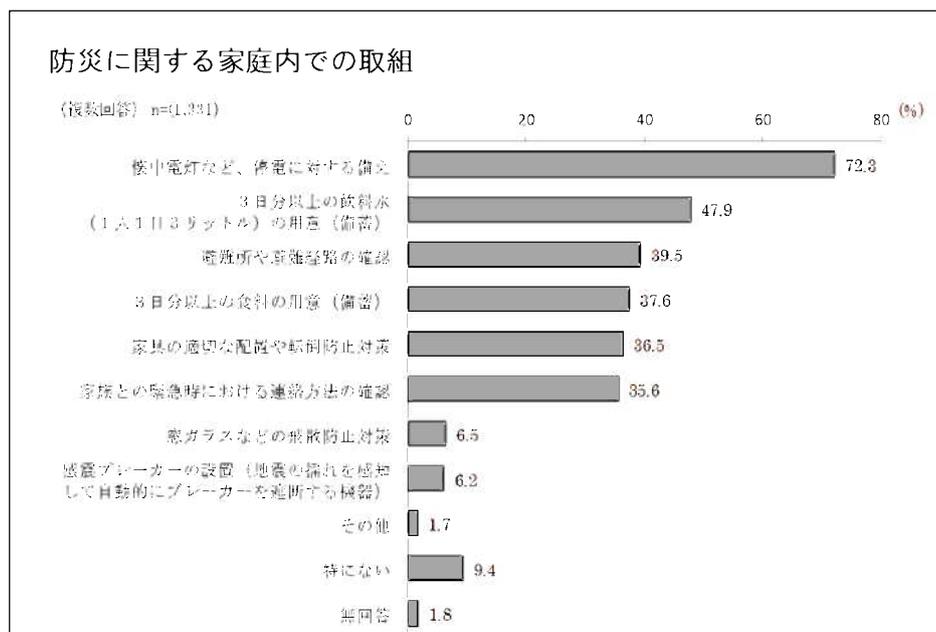
公共建築物の建築年別延床面積



※企業会計施設を除く 資料:「かわさき資産マネジメントカルテ」から時点修正

8 市民の取組状況（自助）

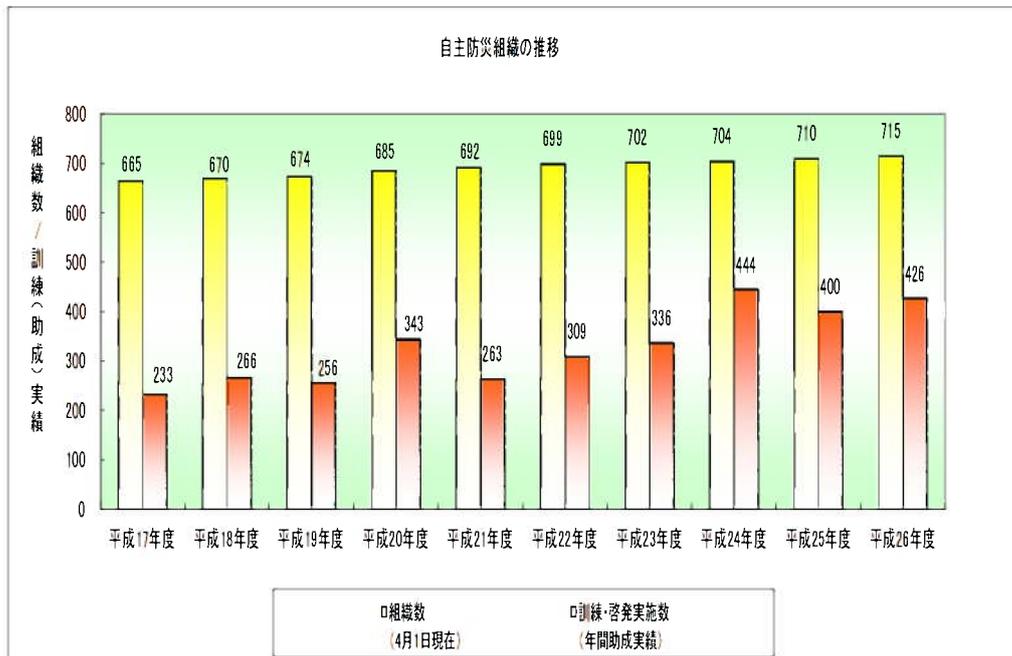
市民アンケートの結果、防災に関する家庭内での取組では、懐中電灯など停電に対する備えは約7割、飲料水の備蓄は約5割、食料の備蓄や家族との連絡方法の確認などの取組については、約4割以下となっています。



資料：平成27年度かわさき市民アンケート

9 市民の取組状況（共助）

災害時に、共助の中心的な役割を担う自主防災組織の組織数は増加傾向にあります。また、東日本大震災以降、訓練等の開催回数が増加しています。



資料：危機管理室作成

【参考】

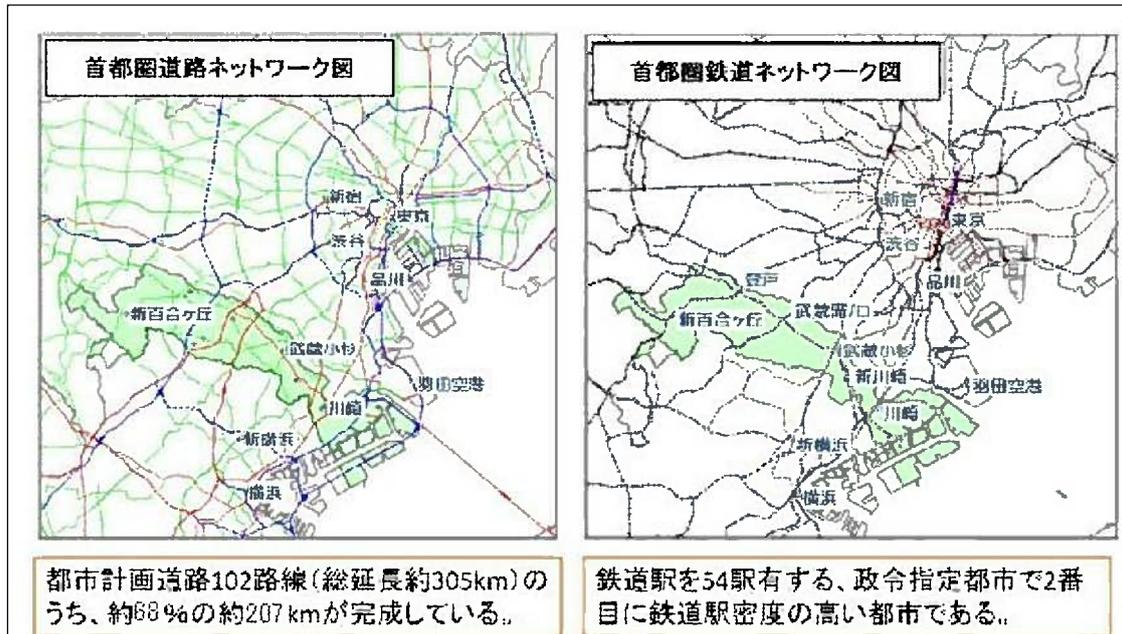
川崎市総合計画市民検討会議より、市民の皆さんに対し「災害から生命を守る地域の助け合い」の中で提案されたメッセージ内容（「新たな総合計画素案」より抜粋）

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災でなくなった方の77%が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをするとともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。

10 積極的に活用すべき本市のポテンシャル

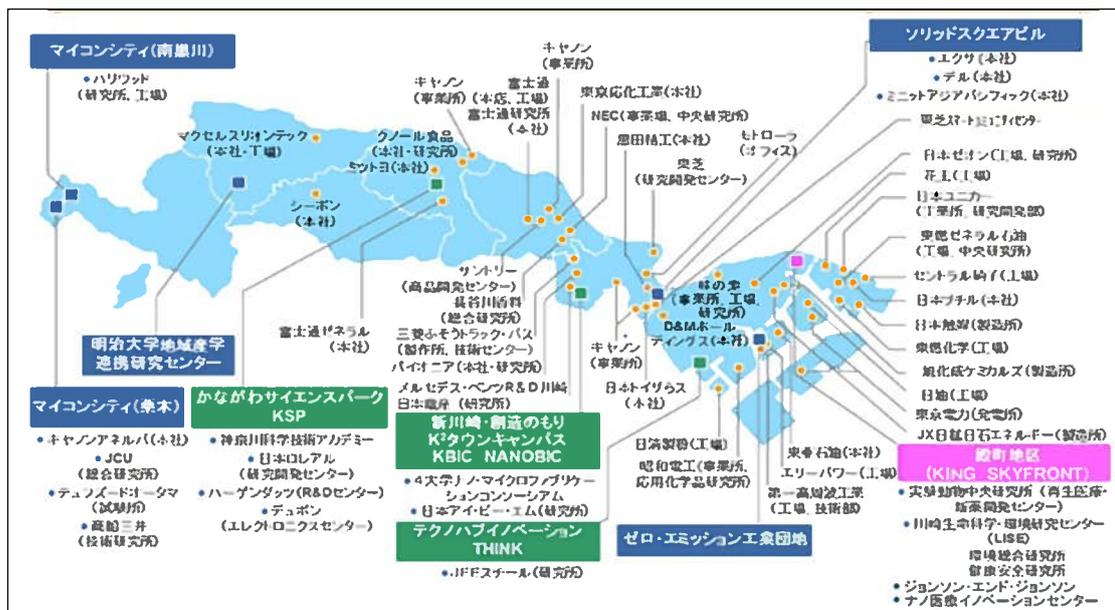
(1) 充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されています。



(2) 先端産業・研究開発機関の立地

200以上の研究開発機関が立地し、学術・開発研究機関の従業員割合が政令指定でトップ(H24 経済センサス)となるなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤があります。



第2節 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

本計画において対象とする災害（リスク）は、本市域において市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害とし、発生した場合最大の被害が想定されている川崎市直下の地震と最大クラスの津波を中心に、以下の大規模自然災害を対象とします。

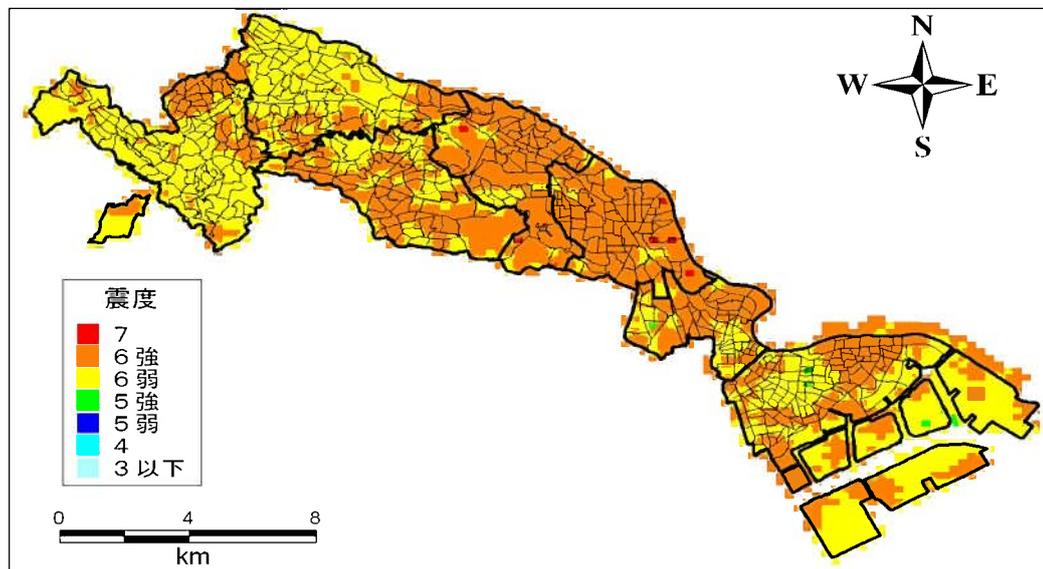
川崎市直下の地震、最大クラスの津波、洪水、土砂災害（崖崩れ）、火山災害（降灰）

1 川崎市直下の地震

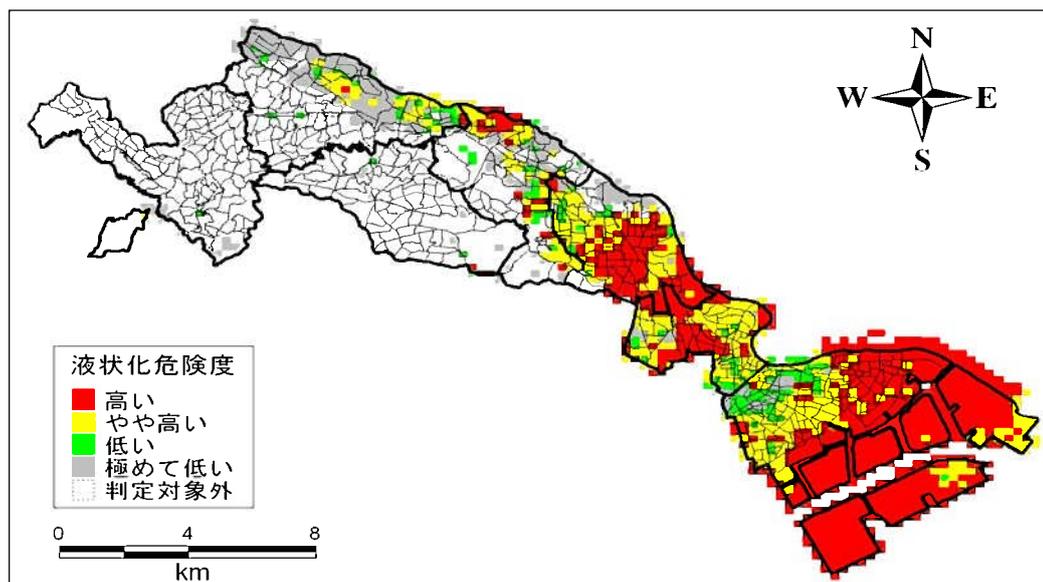
震源：川崎市直下

マグニチュード：7.3

<震度分布図>



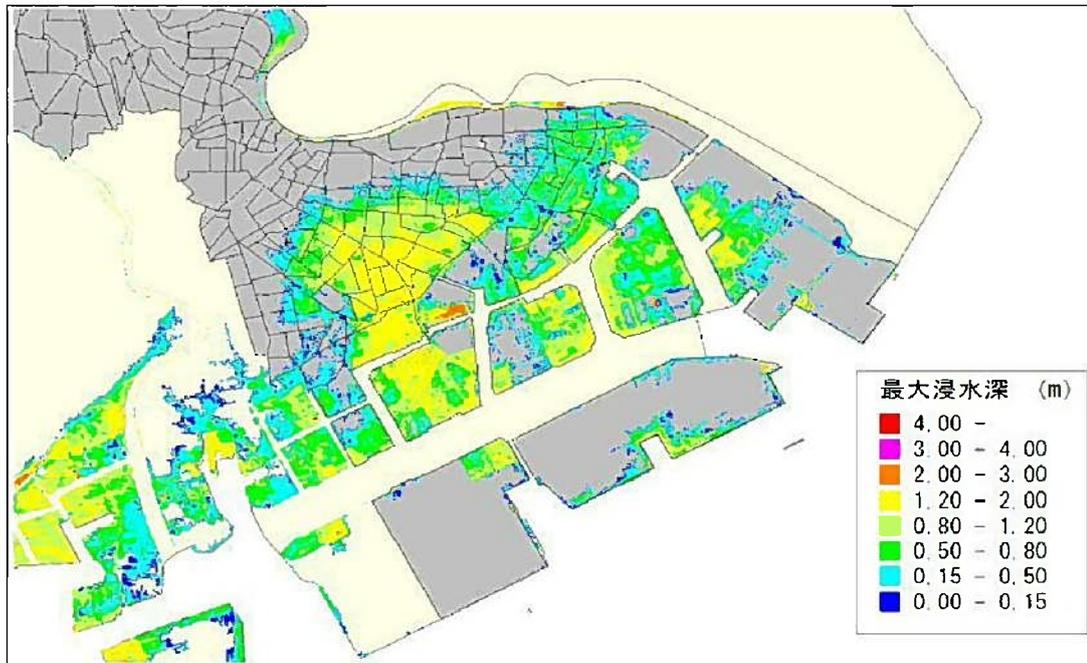
<液状化危険度分布図>



2 最大クラスの津波（慶長型地震）

慶長型地震による津波の場合は、地震が発生してからおよそ 80～90 分後に最大で高さ 3 m 程度の津波が到達し、その後、少しずつ弱まりながら数十分おきに繰り返し津波が到達すると予想されています。

・津波ハザードマップ



川崎港で予測される最大津波高	約 3.71 m
最大津波高時の津波のみの高さ	約 2.81 m
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2～3 m、 その他の地域 2 m 以下
川崎港への最大津波高の到達予測時間	約 96 分後

※想定津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば本市に最大の津波被害をもたらす「慶長型地震による津波」（平成 24（2012）年 3 月神奈川県公表津波浸水予測図）

川崎市直下の地震の被害概要（地震被害想定調査結果による）

○ 平成 25（2013）年調査と平成 22（2010）年調査結果

種別	被害項目		単位	平成 25 年	平成 22 年
建物被害	全壊（津波を除く）		（棟）	22,329	33,861
	半壊（津波を除く）		（棟）	49,798	56,701
地震火災	出火		（件）	243	247
	延焼による焼失棟数		（棟）	16,395	17,372
人的被害	死者（津波を除く）		（人）	819	1,143
	負傷者（津波を除く）		（人）	15,822	18,975
ライフ ライン	上水道	直後断水	（世帯）	351,337	414,852
	下水道	直後支障	（世帯）	276,022	263,404
	通信	一般回線電話不通	（台）	129,450	175,934
	電力	直後停電	（件）	399,050	329,661
	都市ガス供給停止			49%~100%	76%
	L P ガス供給停止		（件）	955	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	（橋）	0/85	7/83
		中規模損傷	（橋）	83/85	75/83
		軽微な被害	（橋）	2/85	1/83
	修復を要する港湾岸壁		（バース）	17/27	※14/27
生活支障等	避難所への 避難者	（1～3日後）	（人）	361,077	414,715
		（2～8日後）	（人）	162,472	204,708
	主要駅での 駅前滞留者	私用等外出者	（人）	34,616	-
		就業者、学生	（人）	101,002	-
	建物被害による直接被害額		（億円）	32,041	44,142
	直接経済被害額		（億円）	40,336	53,067

※復旧に長期間を要するバースのみ

○ 慶長型地震による津波被害（平成 25（2013）年調査）

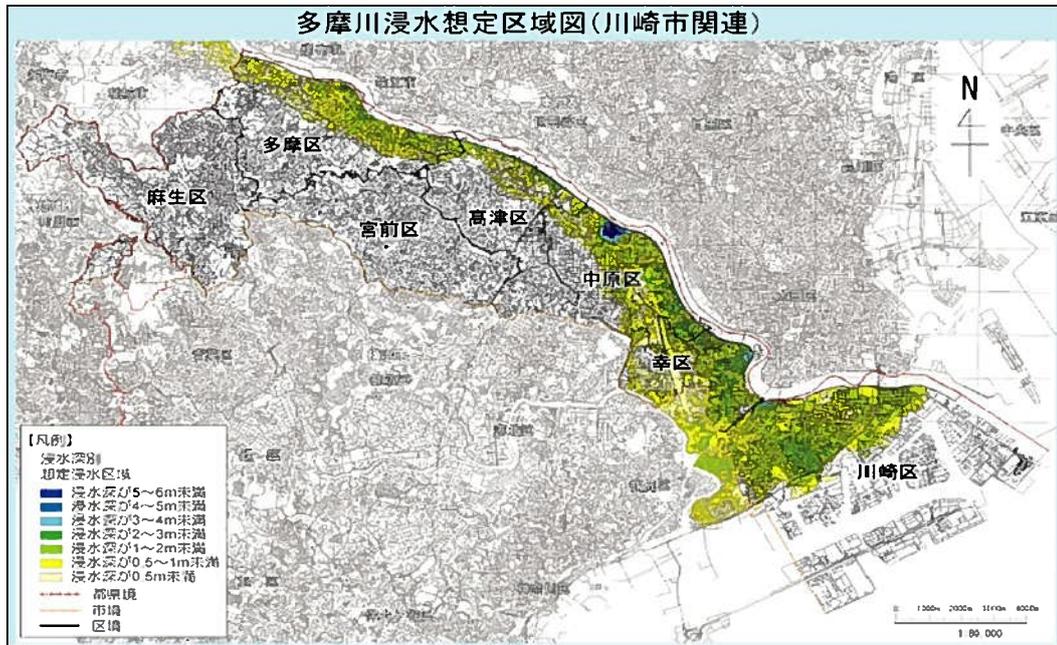
種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	（棟）	8
	半壊（50cm以上浸水）	（棟）	10,025
	浸水（50cm未満浸水）	（棟）	4,617
人的被害	死者（避難しない場合）	（人）	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	（億円）	9,510

3 洪水（河川の氾濫）

・多摩川洪水ハザードマップ

大雨の規模・・・多摩川流域に2日間で総雨量 457mm

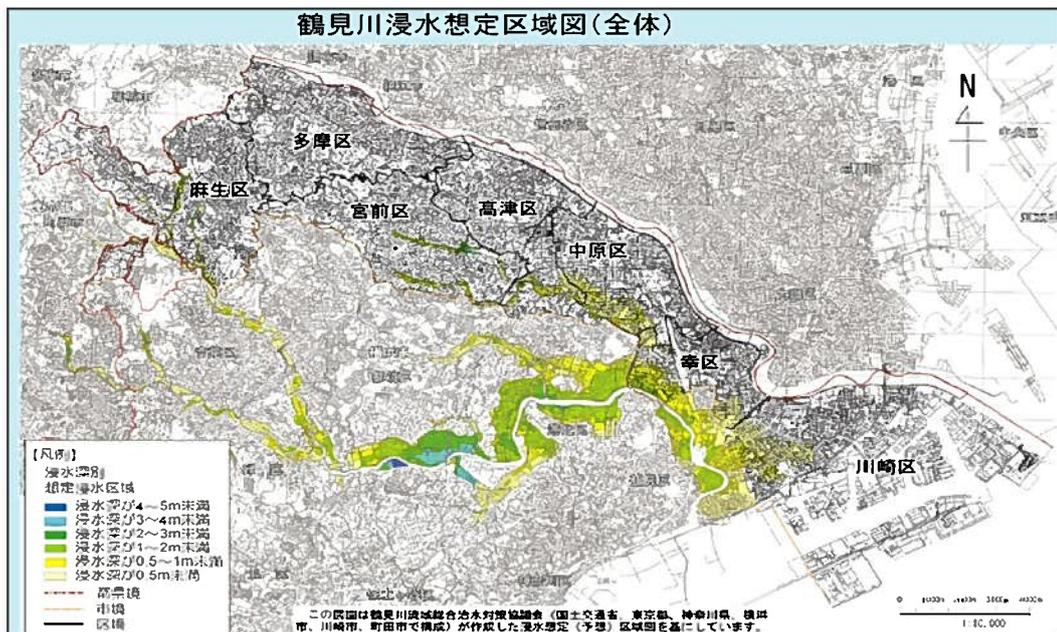
堤防の破堤・・・堤防の決壊地点を概ね1km毎に想定し、各々の氾濫シミュレーションを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。



・鶴見川洪水ハザードマップ

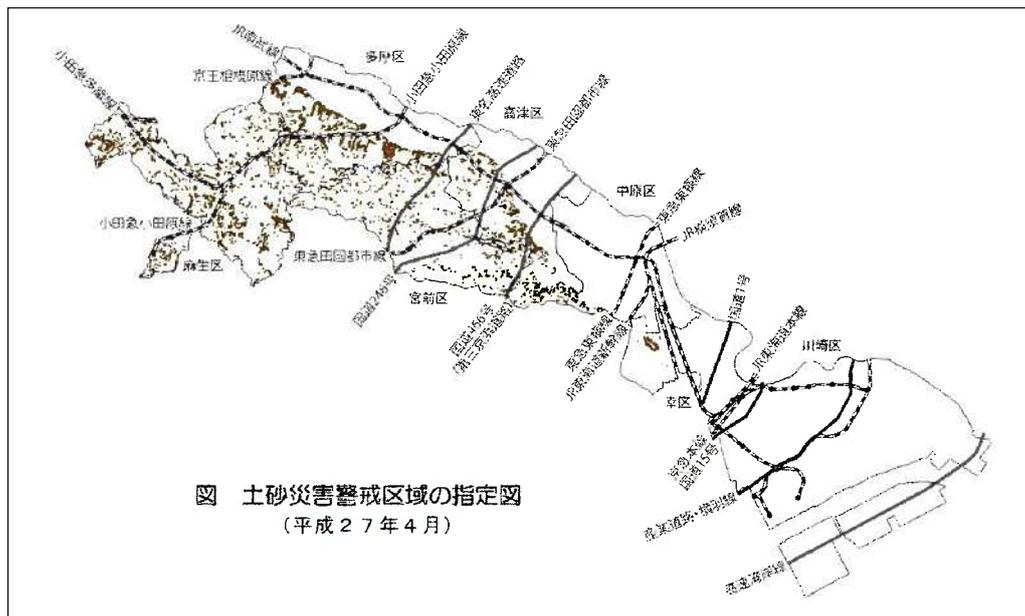
大雨の規模・・・鶴見川流域に2日間で総雨量 405mm

堤防の破堤・・・堤防の決壊地点を概ね200m毎に想定し、各々の氾濫シミュレーションを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。



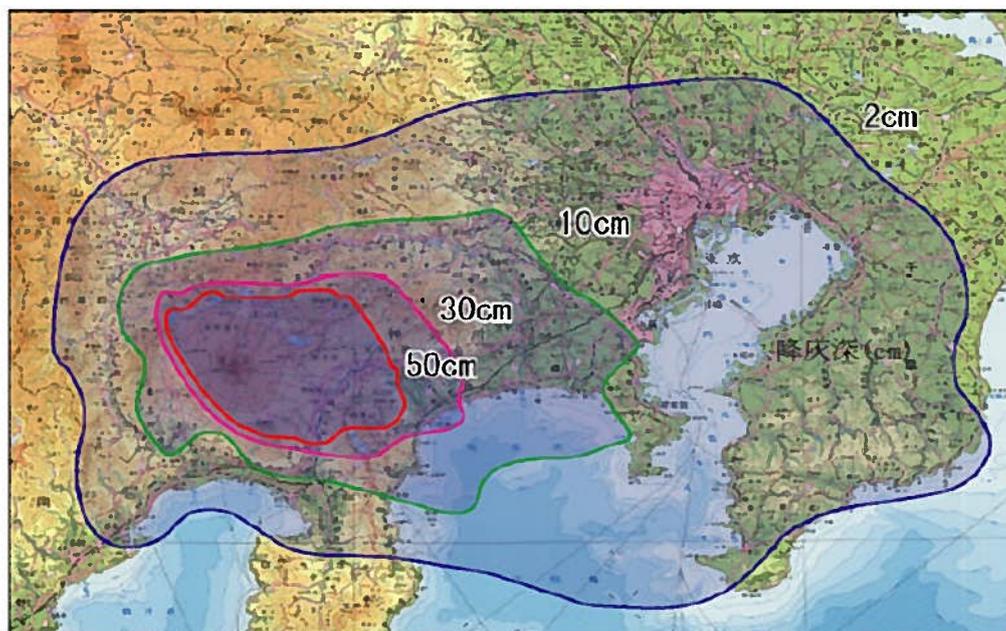
4 土砂災害（崖崩れ）

土砂災害警戒区域は、川崎区を除く6区に指定区域があり、特に北部の丘陵部に集中しています。（県による指定は完了しています。）



5 火山災害（降灰）

本市においては、火山からの距離が離れており、溶岩流や火砕流等の影響はないと想定されています。ただし、「富士山ハザードマップ検討委員会」が作成した「富士山降灰可能性マップ」によると、市内全域にわたり2～10cm程度の火山灰の堆積が予測されています。なお、箱根山の噴火による本市での火山灰の堆積の予測はされていません。



【参考】風水害に関する主な災害履歴

○大規模な被害があった主な災害（昭和 48（1973）年以降）

年月日	種目	被害概要
S49. 7. 8	集中豪雨	床上浸水 612 戸、床下浸水 1,465 戸、道路被害 10 箇所、河川損壊 2 箇所、がけ崩れ 6 箇所
S49. 9. 1	多摩川洪水	床上浸水 210 戸、床下浸水 142 戸、河川損壊 2 箇所
S51. 9. 9	台風	床上浸水 1,155 戸、床下浸水 4,646 戸、家屋の全壊・流出・一部損壊 21 戸、がけ崩れ 86 戸 他
S53. 4. 6	集中豪雨	床上浸水 121 戸、床下浸水 453 戸、道路被害 3 箇所 がけ崩れ 4 箇所
S57. 7. 31 ~ 8. 4	台風	床上浸水 114 戸、床下浸水 101 戸、道路被害 5 箇所、家屋損壊 2 戸、河川損壊 2 箇所、がけ崩れ 3 箇所
S57. 9. 11 ~ 13	台風	床上浸水 846 戸、床下浸水 3,148 戸、道路被害 15 箇所、河川損壊 6 箇所、がけ崩れ 39 箇所
S60. 7. 14	集中豪雨	床上浸水 290 戸、床下浸水 2,855 戸、道路被害 2 箇所、がけ崩れ 1 箇所 他
H元. 8. 1	台風	死者 6 名（内消防隊員 3 名）、重症者 9 名、軽傷者 3 名、床上浸水 283 戸、床下浸水 1,097 戸、がけ崩れ 16 箇所 他
H3. 9. 18~20	台風	床上浸水 141 戸、床下浸水 321 戸、道路被害 4 箇所、がけ崩れ 29 箇所 他

○過去 10 年間の崖崩れ発生状況

年度	箇所数	発生場所
平成 17	2	高津区新作、多摩区西生田
平成 18	0	
平成 19	0	
平成 20	3	高津区末長・梶ヶ谷、多摩区西生田
平成 21	0	
平成 22	2	宮前区（東名高速）、麻生区上麻生
平成 23	1	麻生区細山
平成 24	1	多摩区東生田
平成 25	5	多摩区東生田、麻生区王禅寺西・片平
平成 26	3	高津区千年、多摩区東生田、麻生区王禅寺西

第4章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価方法

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）及び強靱化施策分野

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、脆弱性評価を実施しています。

本計画では、国の基本計画の取組状況を踏まえ、想定するリスクとして、「川崎市直下の地震」、「最大クラスの津波」及び「その他大規模自然災害」とし、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）及び「強靱化施策分野」を以下のとおり設定しました。

設定にあたっては、国の基本計画で定められている45の「リスクシナリオ」及び「強靱化施策分野」に基づき、本市の地域特性や基礎自治体としての役割なども踏まえ、項目の統合、削除などを行い次のとおり取りまとめました。

なお、国の基本計画にならい、32のリスクシナリオを8つの「事前に備えるべき目標」との関連付けを行い設定しています。

1 32のリスクシナリオ（◎は、「事前に備えるべき目標」）

- ◎1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
 - 1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
 - 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
 - 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
 - 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ◎2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
 - 2-1 被災地での食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - 2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
 - 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
 - 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
 - 2-5 被災等による医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、搬送・支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
 - 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- ◎3 大規模自然災害発生後直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
 - 3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ◎4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
 - 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
 - 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- ◎5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。
 - 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
 - 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
 - 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
 - 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
 - 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
 - 5-6 生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞
- ◎6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
 - 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
 - 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
 - 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
 - 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
 - 6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶
- ◎7 制御不能な二次災害を発生させない。
 - 7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生
 - 7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
 - 7-3 有害物質の大規模拡散・流出
- ◎8 大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
 - 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 8-4 鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 強靱化施策分野

32 のリスクシナリオを回避するために必要な施策の分野として以下の5個別分野と3横断的分野を設定しました。

個別分野	横断的分野
1 行政機能分野	1 リスクコミュニケーション
2 住宅・国土保全・交通分野	2 老朽化対策
3 保健医療・福祉分野	3 研究開発
4 産業分野	
5 エネルギー・環境分野	

第2節 脆弱性評価方法

32 のリスクシナリオごとに、最悪の事態を回避するための施策（以下「プログラム」という。）を抽出し、本市における取組状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施しました。

その評価結果を、8つの「事前に備えるべき目標」ごとにポイントの取りまとめを行いました。

強靱化施策分野の5つの個別分野の分析・評価については、リスクシナリオごとの分析・評価結果の内容と個別分野の関連を一覧にしてまとめて整理しました。（第8章資料編参照）また、横断的分野については、関連施策等の取組状況等を踏まえ、別途脆弱性の分析・評価を取りまとめました。

第5章 脆弱性評価の実施結果

第1節 脆弱性評価結果のポイント

1 事前に備えるべき目標ごとのポイント

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

- 住宅・特定建築物の耐震化率については92%（H27（2015））であり、引き続き耐震改修等を促進する必要があります。
- 避難所となる市立小・中学校等の、屋内運動場の吊り天井など非構造部分の耐震化については、平成27年度までに整備が完了します。特定天井改修工事、教室照明の耐震化の未整備の学校については、今後も引き続き整備を進める必要があります。
- 人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地等において、建築物の不燃化対策等を通じ大規模地震時の想定焼失棟数の削減に向けた取組や、感震ブレーカーの普及に向けた啓発や普及策の検討が必要です。
- 緊急交通路など重要な路線について、地震による道路の閉塞を防ぐため、道路沿いの建築物や橋りょうの耐震化などを推進するとともに、国、県関係機関等と連携した道路啓開方法などに調整していく必要があります。
- 津波浸水の想定される地域での津波避難施設・避難場所の確保に向けた取組を推進するとともに、防潮扉等の改良などを継続的に進める必要があります。
- 浸水リスクの高い地区を「重点化地区」と位置付け、効果的・効率的に施設整備（雨水貯留管、排水ポンプの設置等）を行うとともに、河川整備や調整池、雨水浸透マスなどの雨水流出抑制施設の設置などを進めていく必要があります。
- 災害時に、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達ツールの整備を進めていますが、今後も時代に即した方法を的確に取り入れ、情報収集・提供体制の整備を行うとともに、各種ハザードマップの作成・公表や啓発・訓練等を通じ速やかな避難行動ができるよう取り組む必要があります。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

- 大規模地震災害時など医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的な救護活動が展開できるよう、災害医療コーディネーターをはじめ、協定締結する医療機関団体等と平時から調整を行い、活動体制の充実を図る必要があります。
- 医薬品等の供給については、川崎市薬剤師会、市内医薬品卸業者との協定などに基づき、円滑な供給体制が確保できるよう、実効性を強化する必要があります。
- 上下水道の管路や関連施設の耐震化を進めるとともに、上水道については、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に開設不要型応急給水拠点等の整備を進める必要があります。
- 帰宅困難者対策については、川崎駅周辺地区や武蔵小杉駅周辺地区で行っているエリア防災計画の取組を、その他主要駅周辺地区での策定について検討を進めていく必要があります。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- 防災活動拠点となる、市有建築物（市、区役所・消防署等）の耐震化については、ほぼ完了していますが、本庁舎については、建て替えにより耐震性能の確保を図る必要があります。
- 電力供給が遮断した時に備え、市・区役所等への非常用自家発電設備の設置や再生エネルギーの導入、燃料確保のための関係団体等との協定締結などを進めています。引き続き非常用電源の確保に向けた取組が必要です。
- 大規模地震災害においても速やかな応急対策業務が行えるよう、定期的に業務継続計画に基づく訓練の実施や計画の見直しを行うなどして、職員の災害に対する対応力を高める必要があります。
- 大規模災害が発生し、市単独では十分な対応ができない時に備え、地方行政機関や他の自治体、指定公共機関等と災害時相互応援協定を締結し、会議等を通じた情報交換や訓練等を実施していますが、今後も継続的に取組を進めていく必要があります。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

- 情報通信設備については、電話、災害時優先電話、防災行政無線、電子メール、など複数手段を確保して対応しているところですが、引き続き、情報通信機能の耐災性の強化などを図る必要があります。

■テレビ、ラジオ放送の中断等に備え、様々なメディアに情報提供ができるようアラート（公共情報コモンズ）への情報配信を行うとともに、防災行政無線、メールニュースかわさき、ホームページ、Twitter、デジタルサイネージなど様々な媒体による情報伝達を行う必要があります。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

■経済団体等との連携により、実効性のある個別企業 BCP の策定率を上げるよう、普及・啓発活動セミナー等を行う必要があります。

■石油コンビナート関連施設（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵等）の早期耐震化の指導等を行うとともに、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など民間事業者が進める取組に対する国の助成制度の拡充などについて、継続的に要望を行うなどの支援をする必要があります。

■災害発生時においても、緊急物資輸送及び幹線貨物輸送機能を担う耐震強化岸壁整備や市街地と港湾連絡する道路等関連施設の整備や耐震化に取り組む必要があります。

■災害発生時においても、港湾機能の迅速かつ効率的な回復を進めるため、「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画」に基づき、関係機関と連携した取組を進める必要があります。

■神奈川県が実施したコンビナート被害調査結果を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を見直すこととしているため、その動きと連動して本市の関係計画の見直しなどを進める必要があります。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

■避難所となる市立小中学校等への灯油式発電機の整備や移動式発電機の備蓄など非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要があります。

■都市ガス供給停止に対応する熱源確保として、避難所となる市立小中学校等への LP ガス設備の整備を進める必要があります。

■上下水道施設、工業用水施設の耐震化を、計画的に進めていく必要があります。また、被災時にポンプ場の機能が喪失した場合でも、避難所から発生する汚水を、無動力で水処理センターまで流下させるバイパス整備に取り組んでいく必要があります。

■避難所機能の強化として、災害用トイレの備蓄や避難所となる学校のトイレの活用の検討を進めていますが、今後も多様なリスクに対応できるような複合的な災害時のトイレ対策を進めていく必要があります。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない。

■震災時に地震・津波などにより、沿岸部の石油コンビナート施設でタンク火災などの二次災害が発生する可能性があるため、消防艇などの消防機能強化や関係機関、事業所と連携した訓練等を継続して実施する必要があります。

■市内にある農業用ため池については、県による調査で耐震性は確保されていることを確認しており、今後も引き続き適切な維持管理を行っていく必要があります。

■有害物質等の適正な保管・管理を確保するため、事業所（危険物施設設置場所等）への立入検査等による指導等を継続的に行う必要があります。

(8) 大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

■大規模地震発生時に備え、災害廃棄物処理計画を策定し処理方法等を含めており、計画に基づいた対策の促進を引き続き行う必要があります。

■災害廃棄物の仮保管場所や最終処分場を定めておりますが場所に限りががあるため、県や他自治体との広域的な連携を含めた対応を検討する必要があります。

■災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地積調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、更なる調査等を進める必要があります。

■大規模地震災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう他機関、他地域自治体との連携強化に努める必要があります。

2 強靱化施策分野ごとのポイント

個別分野については、リスクシナリオごとの脆弱性評価を行う中で、関連する個別分野の仕分けを実施しました。（第8章資料編参照）

3つの横断的分野（リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発）については、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果に加え、本市の持つポテンシャル等も加味し、次のとおり整理しました。

- 災害時に重要な役割を果たす町内会、自主防災組織への各種活動支援や、地区防災計画の策定等に向けた支援、自主防災リーダー研修などを通じた人材育成などを進める必要があります。
- 市民に対し、防災意識の高揚や事前の取組を促進する目的で、防災啓発冊子、各種ハザードマップの配布やぼうさい出前講座などを通じた啓発を継続的に実施する必要があります。また、小中学生等に対し、被害を想定して防災教育テキストに反映し、防災教育を継続的に行う必要があります。
- 大規模災害が発生した場合、国や協定締結している他都県市、民間事業者、各種団体等からの支援等を速やかに受け入れられるよう、定期的な会議や各種訓練などを行うとともに、活動拠点としての活用が見込まれる公園、施設の整備にあたっては、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の充実について検討を進めます。
- 公共建築物、橋梁、道路等の都市インフラについては、今後、老朽化が進み更新時期を迎えることを考慮し、長寿命化修繕計画や長期保全計画等に基づき、日々の点検による劣化、破損あるいはその拡大を未然に防ぐことで、施設の長寿命化を図る必要があります。また、施設の建て替えや改修にあわせて、防災機能の充実を図る必要があります。
- 市内に多数ある研究・開発機関等との連携や支援を通じ様々な取組を進めており、それら研究成果等で強靱化に関する取組へ活用できる可能性のあるものについて、関係主体と連携して検討等を進める必要があります。

第2節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

○建築物の耐震化

・耐震対策が必要な公共建築物（庁舎等）における特定建築物及び地震防災上の重要建築物の53棟については、平成27（2015）年度末までに耐震対策を完了する必要があります。なお、一部の施設では廃止及び使用停止として建物内での被災を抑制していますが、平成28（2016）年度以降も解体工事による対策を実施する必要があります。

・民間の住宅・特定建築物の耐震化については、耐震改修の経済的な負担が大きいことなどから、各種助成制度を継続的に行っていく必要があります。また、耐震化に関するセミナーや相談会などの啓発活動を通じ、耐震改修への働きかけを図る必要があります。

・市立小・中学校等の校舎の耐震補強工事（屋内運動場の吊天井の撤去、バスケットゴール及び照明の耐震化）に関しては全校完了しています。特定天井改修工事、教室照明の耐震化の未整備の学校については、今後も引き続き整備を進める必要があります。

・避難所補完施設ともなる町内会・自治会会館について、今後も引き続き耐震化を促進していく必要があります。

○密集市街地の改善

・人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において、人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進させる必要があります。

・市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所や一時避難場所となる公園緑地について、防災に配慮した公園施設の整備を進めるとともに、緑化による延焼防止機能の拡充が必要です。また、「市民防災農地」の登録を推進し、避難場所の確保を進める必要があります。

・震災時に甚大な被害の恐れのある火災延焼被害の軽減に向けて、延焼遮断帯の形成や、面的な防火規制の強化等の取組を進める必要があります。

・防災の取組を評価する「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」を作成したことから、ガイドラインの活用により都市計画法に基づく容積率特例制度を活用した民間開発を防災性の高い計画へ誘導し、防災機能向上を図り、広場等の空地の確保に努める必要があります。

○道路の確保等

・市が管理する橋りょうの落橋や倒壊などの致命的な状況を防ぐとともに、主要な道路においては、通行機能を地震後速やかに確保するために耐震対策を実施していますが、今後も引き続き耐震性能の確保を進めるとともに、国、県、関係機関等とも連携して道路啓開方法などについて調整していく必要があります。

・大規模地震時において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防ぐため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進する必要があります。

・幹線道路等の無電柱化について、継続的に取組を進める必要があります。

・大規模地震において、下水道の損壊により軌道や緊急交通路等が陥没し、交通の障害となることを防ぐため、軌道横断や緊急交通路等に布設されている重要な管きよについて、老朽管が多く、また、地盤の液状化が予想される川崎駅以南を集中的に耐震化を行ってきましたが、川崎駅以北についても耐震診断を行い、引き続き耐震化を推進していく必要があります。

○消防機能等の充実・強化

・市内避難所 175 箇所への消火ホースキット配備は平成 28（2016）年度をもって完了しますが、本事業の検証等を行い配備の拡充に向けた検討等を行う必要があります。

・各消防署における自主防災組織の訓練において、関係機関と連携して、地域における防災意識の向上を図る訓練を継続実施していく必要があります。

・耐震性貯水槽の整備については、新たな設置候補地を選定することとしていますが、設置可能な公有地には限りがあり、震災時の水利充足率向上が見込めなくなってきました。今後、水利充足率を向上させて火災に対応していくため、隣接都市と水利の利用に関する協定の締結に向けた検討を進めていく必要があります。

・消防団への入団促進に向けた広報や活動環境の整備等を通じ、消防団員の充足率を上げ、さらに地域防災力の充実強化を図っていく必要があります。

○災害対応力の向上

・大規模地震時においても人命を守るため、地域住民が主体となった自助・共助の防災活動を活性化し、地域の物理的な減災を推進する取組を進めています。建物倒壊や大規模火災のリスクが高いなど、防災課題の特に高い地域については、行政の働きかけにより地域住民との協働による防災のまちづくりを推進する必要があります。

・大地震等の発生に備え、不特定多数の者が利用する大規模な防火対象物の防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進する必要があります。

・感震ブレーカーの普及に向けた広報の実施や普及策を検討する必要があります。。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○避難場所の確保

・津波からの避難を確実にを行うため、津波避難施設・避難場所の確保に向けた取組を継続的に行う必要があります。

○防御施設の改良

・水門、樋門等の自動化、遠隔操作化や防潮扉の改良などを進めていますが、継続的に施設整備（改良）を進めていく必要があります。

・防潮機能を確保するため、継続的に海岸保全施設（陸閘）の改良を進めていく必要があります。

○大規模津波等への対応力の向上

・津波ハザードマップを作成し、市民等に津波等に対する危険性や予防対策などの認識が深められるよう、継続的に取組を進めていく必要があります。

・津波避難の教育・啓発や津波避難訓練などを通じ、日頃から防災意識の高揚を図り、津波発生時に速やかに避難行動ができるよう進める必要があります。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○浸水対策

・浸水対策については、浸水リスクの高い地区を「重点化地区」と位置付け、効果的・効率的に施設整備（雨水貯留管、排水ポンプの設置など）を行うとともに、河川整備や調整池、雨水浸透マスなど雨水流出抑制施設の設置などを継続的に進め、浸水被害の軽減に向けた取組を進めていく必要があります。

○災害対応力の向上

・「洪水ハザードマップ」や「浸水実績図」等の作成・公表により、市民等に浸水等に対する危険性や予防対策などの認識を深めるよう継続的な取組を進めていく必要があります。

・水災害対応車、大型ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、消防団車両などのポンプ機能を活用して、浸水施設からの排水活動をしています。車両の部署位置、可搬ポンプの設置場所、排出先の確保等により全ての浸水には対応できていないため、各署で浸水時の計画を準備しておく必要があります。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○各種大規模災害への避難対策

・集中豪雨の発生頻度の増加傾向や台風の巨大化なども踏まえた対策を講じる必要がありますが、施設整備等の対策には時間を要するため、避難体制の整備等のソフト対策も含めた対策を進めていく必要があります。

・火山噴火については、市域において火砕流などの発生は予測されていませんが、降灰による建物倒壊の可能性などや交通機能の麻痺なども考慮し、避難所等の確保などの対策を行う必要があります。

○災害情報伝達体制の整備

・市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線屋外受信機の増設、電子メールやTwitterの活用、広域避難場所等へのWi-Fiの整備等を進めています。今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要があります。

・情報収集・伝達手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、継続的に職員向けシステムの導入や研修等を進めていく必要があります。

・災害直後から継続して各種情報通信システムが稼働できるよう、対策を講じる必要があります。

○災害対応力の向上

・県による土砂災害警戒区域（崖崩れ）の区域指定は完了し、その指定に基づいた「土砂災害ハザードマップ」の作成・公表により、市民等の土砂災害に対する危険性や予防対策などの認識を高めてもらいながら、ソフト対策も含めた継続的な取組を進めていく必要があります。

・崖崩れの発生や崖崩れによる避難路の封鎖等を避けるため、川崎市宅地防災工事助成金制度を活用しながら、老朽化した擁壁の改修等を促進する必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○物資供給体制の整備

・災害発生時でも安定した生活必需物資の確保・供給を行うため、市内のスーパーや生協、中央卸売市場協会関東支部等との協定を締結し協力体制を構築していますが、さらに実効性を強化する必要があります。

・医薬品等の供給については、川崎市薬剤師会のほか、市内医薬品卸業者4社と協定を締結しましたが、災害発生直後から円滑な供給・受援体制をとることができるよう、関係機関と具体的な災害を想定した対応方法を確認しておく必要があります。

・首都直下地震などの大規模災害が発生した際、国内・海外からの資機材・支援物資の受入れを行うこととしているため、協定等に基づいた施設の管理や具体的な対処方法を検討する必要があります。

・防災用浮棧橋を使用して、災害時に帰宅困難者（東扇島の就労者約1万人ほか）や緊急物資等の輸送を行う必要があります。

○道路の確保等 【1-1 再掲のため、内容省略】

○災害用備蓄の整備

・地震被害想定結果を踏まえ、避難者数に応じた公的備蓄（食料、飲料水、毛布等）の整備を進めていますが、今後も計画的に進めていく必要があります。また、市民等への広報を通じ、自助・共助による災害備蓄の充実を図る必要があります。

・震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に残留した居住者が利用できるよう、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の整備を推進・誘導するため、これまで「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に規定する整備基準に適合したマンション 22棟に対して適合証を交付しましたが、今後も引き続き要綱に基づき推進・誘導する必要があります。

○上水道施設等の耐震化

・主要医療機関や地域防災拠点（市立中学校）への配水ルートの耐震化や半径750m以内での給水が受けられるための応急給水拠点139箇所の整備は完了しましたが、引き続き管路の耐震化を進めるとともに、応急給水拠点の確実性、利便性を高め、より迅速な応急給水の実現を図るため、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進する必要があります。また、災害時の確保水量を増やす必要があります。

2-2 消防等の被災等により、救助・救急活動等の絶対的不足

○災害対応の体制・資機材の充実

・広域的な支援を受け入れられるよう、警察、自衛隊、消防機関などの活動拠点の指定を行っていますが、公園、施設等の整備にあたっては、円滑な活動のための調整を進める必要があります。

・大規模自然災害を想定し、自衛隊、県警察、関係機関等と連携した各種訓練を定期的に行い検証を行うことで、受入体制の整備等を継続的に行う必要があります。

・大規模自然災害を想定し、市民参加と防災関係機関等との連携による各種訓練を定期的に行い検証を行うことで、市民・企業・行政の協働による地域防災体制のさらなる充実を図る必要があります。
また、広域応援協定自治体等との合同訓練を計画的に実施するなどにより、広域連携体制を確立し災害対応力の強化を図る必要があります。

・震災時に同時多発災害が発生した場合には、常備消防力のみで対応することは非常に困難であることから、消防団による対応が重要となります。しかしながら、有事の際の貸出用警防資機材の備蓄は少なく、消防団の能力を發揮できないことから、警防資機材を増強し、消防団の能力を發揮できる体制を整える必要があります。

○消防署所等の施設整備

・消防署所等の耐震整備は完了しております。なお、老朽化した庁舎への改修、改築整備は計画的に進めていく必要があります。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○燃料の確保

・災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーの確保に向け、防災拠点施設への非常用自家発電機設備用の燃料タンクの設置をするなどして備蓄を進めるとともに、関係機関等との協定に基づく燃料の確保に努める必要があります。

・各消防署、緊急消防援助隊進出拠点（平成 27（2015）年度整備）に自家用給油取扱所を設けており、燃料を備蓄できる体制ができていますが、長期的な活動に対応できるよう常に燃料を備蓄しておく必要があります。

○災害拠点病院における電力供給体制の確保

・市立川崎病院については、病院内のエネルギー供給設備であるコージェネレーション・システムやボイラー、エネルギー利用を管理する中央監視室、非常用発電機（9階）への燃料移送ポンプとその制御電源などが、地下1階に集中的に設置されているため、想定外の集中豪雨や津波等の災害発生時には、雨水や海水等の浸水によりその機能が停止するなど、病院内のエネルギー供給が不足するリスクが存在し、対策の検討を進める必要があります。

・民間の災害拠点病院の対応状況について情報を把握し、災害時の連携体制を強化する必要があります。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

○帰宅困難者向けの備蓄の確保

・大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行っていますが、継続的に行っていく必要があります。

・公的備蓄として、アルミブランケット、飲料水の備蓄を進めていますが、食料などについても検討を行う必要があります。

○帰宅困難者の受入体制の確保

・帰宅困難者一時滞在施設については、市内主要駅の周辺施設を中心に指定を行い必要数の確保に向けた取組を進めていますが、継続的に取組を進めていく必要があります。また、徒歩帰宅者への対応については、九都県市が連携して、帰宅困難者支援ステーションの確保などを通じた取組を進めているところですが、さらに民間事業者等との連携強化を図る必要があります。

・帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画に基づく川崎駅周辺地区での取組やエリア防災計画に基づく武蔵小杉駅周辺地区での取組を進めていますが、その他主要駅周辺地区での取組についても検討を行う必要があります。

・鉄道不通時の代替輸送手段として、市内バス事業者の臨時運行の運用方法などについて検討等を行う必要があります。

・防災用浮棧橋を使用して、災害時に帰宅困難者（東扇島の就労者約1万人ほか）や緊急物資等の輸送を行う必要があります。【2-1 再掲】

2-5 被災等により、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○災害時における医療体制の整備

・大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動を展開できるよう、災害医療コーディネーターをはじめ、協定締結する医療関係団体と平時から調整を行いながら、活動体制の充実を図る必要があります。

・避難住民に対する医療面のケアは、市内外の医療チーム等が避難所を巡回する形で対応することを想定しています。他都市や関係団体等に支援を求めるため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなどして効率的に傷病者の情報を収集・発信する態勢を整えることが必要となります。

・災害時に地域の中心となる医療機関については、平時から周辺の地理的状況も踏まえつつ具体的役割を検討していく必要があります。また、発災後、道路啓開情報等を円滑に収集・発信し、状況によって水路・空路の活用を検討する等、関係機関との連携強化が必要となります。

・医薬品等の供給については、川崎市薬剤師会のほか、市内医薬品卸業者4社と協定を締結しましたが、災害発生直後から円滑な供給・受援体制をとることができるよう、関係機関と具体的な災害を想定した対応方法を確認しておく必要があります。【2-1 再掲】

○災害拠点病院等の耐震化の促進

・市立病院の耐震化は完了していますが、耐震化が未整備の民間の災害拠点病院については整備を進めていく必要があります。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

○下水道施設の耐震化の推進

・下水道幹線等の重要な管きよの耐震化及び水処理センター・ポンプ場の揚水機能・消毒機能の耐震化・減災対策の取組を引き続き推進する必要があります。

○災害用トイレ対策の推進

・災害発生時の下水機能の不全に備え、災害用トイレの備蓄や避難所となる学校のトイレの活用を検討を進めており、今後とも多様なリスクに対応できる複合的な災害時のトイレ対策を進めていく必要があります。また、避難所の円滑な運営のため、避難所におけるトイレの管理運用について協議を進める必要があります。

○平時からの予防接種の促進

・感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進する必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○防災拠点等の耐震化

・耐震対策が必要な公共建築物（庁舎等）における特定建築物及び地震防災上の重要建築物の53棟については、平成27（2015）年度末までに耐震対策を完了する必要があります。なお、一部の施設では廃止及び使用停止として、建物内での被災を抑止していますが、引き続き、解体工事による耐震対策を平成28（2016）年度以降も実施する必要があります。【1-1 再掲】

・本庁舎は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、建替により、災害対策活動の中核拠点として機能するための耐震性能（I s 値0.9相当）の確保を図る必要があります。

○業務継続体制の整備

・大規模地震災害においても速やかな応急対策業務等が行えるよう、業務継続計画を策定し定期的に訓練等を実施し見直し等を行い計画の充実を図る必要があります。また、職員一人ひとりがその内容を十分に理解し、非常時に実際に行動できるよう、平時から災害対応への意識を高めておく必要があります。

○長期電源途絶等に対する対応の検討

・電力供給が遮断した時に備え、市役所・区役所等への非常用自家発電設備の設置、再生エネルギーの導入、避難所への灯油式発電機の整備、移動式発電機の備蓄などを行い、非常用電源の確保を進めています。引き続き、非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要があります。

・燃料の確保等については、協定を締結し優先的な確保に努めているところですが、国、県等と連携して検討を進める必要があります。

○バックアップ体制の整備

・災害対策本部が設置される第3庁舎防災センターの代替施設として設置している、多摩区総合庁舎の多摩防災センターについて、訓練等を通じた運営方法の検証を行うとともに、必要となる情報通信機器の老朽化に伴う更新を行う必要があります。

○他自治体等との連携強化

・大規模災害発生時において、市単独で十分な応急・復旧対策ができないときに備え、地方行政機関や他自治体、指定公共機関等と災害時相互応援協定を締結し、情報交換や訓練を実施しています。災害発生時に、速やかに連携した対応がとれるよう継続的に取り組む必要があります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○情報通信機能の耐震性の強化等

・情報通信設備については、電話、災害時優先電話、防災行政無線、電子メールなど複数手段を確保して対応しているところですが、引き続き、情報通信機能の耐震性の強化などを図る必要があります。

○長期電源途絶等に対する対応の検討【3-1 再掲のため、内容省略】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報提供の代替手段の確保

- ・テレビ、ラジオ以外の様々なメディアにも情報提供ができるよう、Ｌアラートに情報配信を行う必要があります。
- ・河川情報表示板やアゼリアビジョン等のデジタルサイネージなど、テレビ・ラジオ放送以外の媒体による伝達を検討していく必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○個別企業BCPの策定の促進

・災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、経済団体等との連携により、実効性あるBCPの策定率を上げるよう、普及・啓発活動やセミナー等を行う必要があります。

○川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等

・災害発生時において、港湾機能の迅速かつ効率的な回復を進めるため、平成 27（2015）年度に策定された川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画に基づき、関係機関と連携した取組を進める必要があります。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○民間施設の耐震化等の支援

・大規模地震時において、特定建築物の倒壊により経済活動の機能不全を防ぐため、特定建築物の耐震化を促進する必要があります。

・石油小売業者に対し、エネルギー末端供給拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化に向け行われている国の助成制度の紹介などを通じた働きかけを行う必要があります。

○石油コンビナート等防災訓練の実施

・石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、コンビナート地域における災害対応力の強化に向けた取組を継続実施していくことが必要です。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○石油コンビナート等防災計画の見直し等

・神奈川県が、平成 25（2013）・26（2014）年度に実施したコンビナート被害調査結果を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を見直すこととしているため、その動きと連携して必要となる計画の見直しなどを進め、防災体制の強化を図る必要があります。

○コンビナート関連施設の耐震化等

・コンビナート関連施設に対し、引き続き、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の早期耐震化を指導するとともに、県が作成する「石油コンビナート等防災計画」に基づき、長周期地震動対策を推進する必要があります。

・コンビナート関連施設に対し、準特定屋外タンク及び浮き屋根式特定屋外タンクについては、法令

上の改修期限が平成 28（2016）年度末とされていることから、未改修タンクが発生しないよう指導の徹底を図るとともに、内部浮き蓋付き特定屋外タンクは、改修期限に捉われることなく引き続き早期に実施するよう指導する必要があります。

・コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化については民間事業者が取り組む必要がありますが、国に対し助成制度の拡充などについて継続的に要望するなどの支援をしていく必要があります。

○石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2 再掲のため、内容省略】

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

○海上輸送拠点の耐震化等の促進

・災害発生時において、経済活動への影響を最小限に止められるように緊急物資輸送及び幹線貨物輸送機能を担う耐震強化岸壁の整備や市街地と港湾を連絡する道路等関連施設の整備や耐震強化に取り組む必要があります。

○川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等

・災害発生時において、港湾機能の迅速かつ効率的な回復を進めるため、平成 27（2015）年度に策定された川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画に基づき、関係機関と連携した取組を進める必要があります。【5-1 再掲】

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○幹線交通分断に伴うリスク想定への対応

・国において、大規模自然災害での幹線が分断するリスクの想定が十分行われておらず、引き続き検討を行うこととしているため、今後、検討結果などを踏まえ、国、県、関係機関等と連携して対策を検討していく必要があります。

○道路の確保等【1-1 再掲のため、内容省略】

○交通手段の連携強化

・公共交通機関の運行状況等の情報収集等を行い、市民等への適切な情報提供を行いながら、鉄道、バス、海上輸送なども含めた相互の連携強化に向けた取組を進める必要があります。

5-6 生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞

○個別企業BCPの策定の促進

・災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、経済団体等との連携により、実効性あるBCPの策定率を上げるよう、普及・啓発活動やセミナー等を行う必要があります。【5-1 再掲】

○物資供給体制の整備【2-1 再掲のため、内容省略】

○都市農地の保全等

・市内の農地面積については、都市化の進展や農業従事者の高齢化などに伴い、市街化区域内においては相続の発生を契機として宅地への転用が進み、年々減少傾向にあります。農地は、米、野菜などの食料生産だけでなく、市民防災農地など一時避難場所としての活用などもあることから、農地の保全・活用に必要な支援を通じ、農業基盤の整備等を図る必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○長期電源途絶等に対する対応の検討

・電力供給が遮断した時に備え、市役所・区役所等への非常用自家発電設備の設置や再生エネルギーの導入や避難所への灯油式発電機の整備や移動式発電機の備蓄などを行い、非常用電源の確保を進めています。引き続き、非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要があります。

・燃料の確保等については、協定を締結し優先的な確保に努めているところですが、国、県等と連携して検討を進める必要があります。【3-1 再掲】

○複数熱源の確保

・避難所において、都市ガス供給停止に対応する熱源確保を目的とするLPガス設備の整備を平成25（2013）年度より進めています。今後も引き続き整備を進める必要があります。

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

○上下水道施設等の耐震化の推進

・上下水道施設、工業用水道施設の耐震化を計画的に進めています。引き続き施設の耐震化を進めていく必要があります。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設等の耐震化の推進

・大規模地震災害発生後における下水機能の喪失は、市民の生活・経済活動において、大きく悪影響を与えるため、水処理センター・ポンプ場について耐震補強や老朽化した施設・設備の更新等にあわせて耐震化を推進する必要があります。また、万一、被災時にポンプ場の機能が喪失した場合でも、避難所から発生する汚水を、無動力で水処理センターまで流下させることができるようなバイパス管整備を減災対策として取り組んでいく必要があります。

・大地震等の発生による地盤の液状化によって、マンホール・管きよ等が浮上することにより、下水機能の喪失のほか道路機能に支障が出る可能性があるため、マンホール・管きよ等の浮き上がりを防止する対策を図る必要があります。

○下水道施設等の津波対策の推進

・津波による浸水被害発生後において、内陸部（市街地）の津波浸水の早期解消と、下水処理の継続は、被災後の市民生活において必要不可欠です。津波浸水被害が想定されている下水道施設を守り、下水の排除・処理機能を確保するため、水処理センター・ポンプ場における津波対策を引き続き推進する必要があります。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○道路の確保等【1-1再掲のため、内容省略】

○海上輸送拠点の耐震化等の推進【5-4再掲のため、内容省略】

6-5 異常湧水等による用水供給の途絶

・各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置などへの啓発等を通じ、平時からの節水の取組を進める必要があります。

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○石油コンビナート等防災計画の見直し等【5-3 再掲のため、内容省略】

○コンビナート関連施設の耐震化等【5-3 再掲のため、内容省略】

○石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2 再掲のため、内容省略】

○石油コンビナート火災等への消防機能の強化

・震災時は地震や津波などの影響を受けて沿岸にある石油コンビナート施設でタンク火災という二次災害が発生する可能性があるため、石油タンクの全面火災や大型船舶火災に対応できる消防艇の配備などの機能強化が必要です。

7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

・市内にあるため池については、県による調査で耐震性が確保されていることを確認済のため、今後も引き続き適切な維持管理を行う必要があります。

・耐震対策が必要な公共建築物（庁舎等）における特定建築物及び地震防災上の重要建築物の53棟については、平成27（2015）年度末までに耐震対策を完了する必要があります。なお、一部の施設では廃止及び使用停止として建物内での被災を抑止していますが、平成28（2016）年度以降も解体工事による対策を実施する必要があります。【1-1 再掲】

7-3 有害物質等の大規模拡散・流出

・有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材の維持・整備や事故発生時の対応計画に基づき、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要があります。

・有害物質等の適正な保管・管理のため、事業所（危険物施設設置場所等）への立入検査等における指導等を継続的に行う必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理計画に基づいた対策の促進

・大規模地震発生時に備え、災害廃棄物処理計画を策定し処理方法を定めていますが、計画に基づいた対策の促進を引き続き行う必要があります。

○ごみ焼却施設の耐震対策等

・ごみ焼却施設については、建物の耐震対策や自家発電設備の設置等について対応済であるため、引き続き施設の維持・運営を図っていく必要があります。

○保管場所の確保等

・災害廃棄物の仮保管場所や最終処分場には限りがあるため、県や他地域自治体との広域的な連携を含めた対応を検討する必要があります。

○他地域自治体等との連携

・解体、運搬、処理等の対応については、民間事業者との協定締結等を通じ対応することとしていますが、他地域自治体の応援職員等の受入協力について更に検討を進める必要があります。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○他機関、他地域自治体との連携

・建設関係団体や民間企業等と協定締結を行い災害時の応急・復旧対策等を行うこととしていますが、災害時に迅速に対応できるよう、平時から情報共有等を通じた連携強化を進める必要があります。

・国や他自治体と締結している災害時相互協力協定などに基づき、平時から災害時の協力体制等について連絡会等を開催し協議等を実施しているところですが、今後も引き続き協力体制の強化に向けた取組を進めていく必要があります。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

・防災都市づくり基本計画を基に、都市復興対策の検討を行います。都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があることから、平常時から都市復興のプロセスについて、市民へ周知し理解を求めていく必要があります。

・自主防災組織等の地域住民による自助・共助の推進及び体制強化を図る必要があります。

8-4 鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○道路の確保等【1-1再掲のため、内容省略】

○基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

・基幹的なインフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定し、関係機関、関係事業者と連携を図りながら総合的に取組を進める必要があります。

○地籍調査等の促進

・災害後の円滑な復旧・復興を確保するために、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、更なる調査等を進める必要があります。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害対応力の向上

・津波、洪水ハザードマップ等の作成・公表を通じ、浸水想定区域に住む住民への周知を継続的に

う必要があります。

・液状化の危険度が高い地域に住む住民への周知を継続的に行う必要があります。

○水閘門等の耐震対策の推進

・水閘門、排水機、防潮扉等の耐震対策等を継続的に行い、流域減災対策を推進する必要があります。

第6章 本市強靱化の推進方針

脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオを回避するため、今後必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針を取りまとめました。また、個別施策の進捗や実績を把握するため、重要業績指標を定め目標値を設定しました。

第1節 推進方針のポイント

1 推進方針のポイント

リスクシナリオごとの評価結果をもとに、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに推進方針のポイントを次のとおりまとめました。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

■建築物の耐震化の促進

- ・民間の住宅・建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度等を継続的に実施するとともに、制度の広報や相談会を通じ耐震改修への働きかけを図ります。
- ・「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、使用停止などしている施設の解体工事による対策を実施します。
- ・避難所となる市立小中学校等で、耐震補強工事で十分効果が得られると判断された校舎や屋内運動場の吊天井、照明等の耐震化は、平成 27（2015）年度に完了しております。今後は、特定天井改修工事、教室照明に関しても、速やかに整備を進めていきます。

■密集市街地の改善の推進

- ・人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において、建築物の不燃化対策等を通じ、大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合の向上に向けた取組を推進します。
- ・「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」等を活用しながら、民間再開発事業者等と協議を進め、公開空地の確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進します。
- ・感震ブレーカーの普及に向けた、広報の実施、普及策の検討を進めます。

■道路の確保等の推進

- ・緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度を継続的に実施し、耐震診断義務化沿道建築物の耐震診断を実施し、その後の耐震改修に繋げていく取組を推進します。

- ・軌道横断や緊急交通路等に布設されている重要な管きょについて、老朽管が多く、また、地盤の液状化が予想される川崎駅以南の地区について耐震化を行うとともに、川崎駅以北についても耐震診断を行い、引き続き耐震化を推進します。

■消防機能の充実強化

- ・避難所に順次配備している消火ホースキットの取扱訓練等を通じて認知度を向上させるとともに、新たな設置場所の選定や自主防災組織防災資器材購入補助制度の周知を行うなどして、消火ホースキットの拡充を図ります。

■津波対策の推進

- ・津波から人命を守るため、迅速に防潮堤を閉鎖でききるよう、海岸保全施設（防潮扉）の改良を推進するとともに、津波避難施設の確保等を推進します。

■浸水対策の推進

- ・浸水リスクの高い「重点化地区」への施設整備を進めるとともに、新たな「重点化地区」を抽出します。また、既存施設の適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導を継続的に進めていきます。

■災害情報伝達体制の整備の推進

- ・土砂災害警戒区域や津波浸水予測地域等に同報系防災行政無線屋外受信機を増設するとともに、住民組織等への周知による、戸別受信機の利用を促進します。
- ・メールニュースかわさき、Twitter、防災アプリ等を用い、大規模災害に関する情報などの広報を行うとともに、市民が必要とする情報を選定し、情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて体制を強化していきます。
- ・情報収集・伝達能力の向上のため、総合防災システムの機能強化を行うとともに、次期防災情報システムの導入の検討を行います。

■災害対応力の向上

- ・災害リスクが高まった場合に、速やかに避難行動ができるよう、各種ハザードマップ等を活用した啓発や訓練等を継続的に開催します。

- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

■燃料確保に向けた検討の推進

- ・市庁舎、消防署など災害対策上の重要な施設については、県と石油連盟との協定に基づく優先的な供給体制整備ができていますが、対象施設の見直しや運用方法の確認などを進めていきます。

- ・神奈川県石油業協同組合（市内3支部）との協定に基づき、災害時の燃料供給体制の整備に向けて、引き続き調整等を進めていきます。

■災害時における医療体制の整備の推進

- ・平時から、災害医療コーディネーターや医療関係団体等と調整し、必要な場所に医療救護所が速やかに設置できるようにするなど、より実効的な医療救護体制の整備を進めます。
- ・市内の各医療機関が求められている具体的な役割を平時から共有し、災害時のその役割を円滑に発揮できるよう連携し、傷病者の搬送を行う関係機関とも連携を図っていきます。
- ・各区の災害時医療体制の整備の中で、区の拠点となる施設のうち、機器の設置が完了していない施設に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備を図ります。

■災害拠点病院等の耐震化の促進

- ・市立病院については耐震性が確保されているため、引き続き維持・管理を進めていきます。
- ・民間の災害拠点病院の整備状況を注視し、各拠点病院と密に連携します。

■災害用トイレ対策の推進

- ・災害発生当初からトイレ対応ができるよう、避難所となる学校のトイレの活用、災害用トイレの備蓄目標、マンホールトイレや組立式仮設トイレの維持管理方法を見直すとともに、汚物処理袋の個人備蓄の啓発などを行い、トイレ対策の充実を図ります。

■平時からの予防接種の促進

- ・予防接種法に基づき、麻しん、風しん等の予防接種を実施し、予防接種台帳管理システムの運用により、未接種者への再勧奨を行うことで、接種率の向上を図ります。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

■防災拠点等の耐震化の推進

- ・本庁舎については、新本庁舎が整備されるまでの間、耐震性のある第3庁舎及び民間ビルに仮移転し、職員や来庁者の安全を確保するとともに、災害対応に支障が出ないように対策を進めていきます。
- なお、最も早く事業が進捗した場合には、平成31年（2019）年度に新本庁舎の建築工事に着手しますが、着工の段階でスケジュールの確認を行い、適切に進捗管理を行うものとします。

■業務継続体制の整備

- ・業務継続計画に基づく職員の研修・訓練等により、計画の実効性の検証

を行い、適宜、計画の改定を行うことで、初動体制・応急体制の充実を図ります。

■他地方自治体との連携強化

- ・大規模災害発生時において、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施します。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

■情報通信機体制の整備

- ・消防救急無線のデジタル化は完了しており、引き続き適切な運用を進めていきます。また、消防指令システム及び消防情報管理システムの安定稼働を図るため、平成 28・29（2016・2017）年度に一部更新による整備を進めていきます。
- ・情報収集・伝達能力の向上のため、総合防災システムの機能強化を行うとともに、次期防災情報システムの導入に向けた検討を行います。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

■個別企業BCPの策定促進支援

- ・川崎商工会議所等の経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けた普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。

■海上輸送拠点の耐震化等の促進

- ・千鳥町7号係船浅橋の耐震改修及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等を図ります。
- ・「川崎港地震発生時の震後行動計画」に基づく訓練を実施し、結果の検証を行いより実効性の高い計画への修正を行います。

■石油コンビナート等関連施設の耐震化等の促進

- ・石油コンビナート等防災計画に基づき、旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について、耐震改修を進めます。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

■長期電源途絶等に対する対応の実施

- ・長期停電に備え、避難所となる市立小・中学校等の体育館等への電力供

を目的に灯油を燃料とする非常用発電機を整備します。

- ・防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入についても、施設の再整備などに合せて検討を進めていきます。

■複数熱源の確保

- ・都市ガス供給停止に備え、避難所となる市立小・中学校等にLPGガスによるガス設備の整備・改修を進めます。

■上水道施設の耐震化の推進

- ・配水池・配水塔等の基幹施設の耐震化を進めるとともに、老朽管更新に伴う管路耐震化を進めます。

■下水道施設の耐震化の推進

- ・水処理センター・ポンプ場の揚水機能、消毒機能等について、耐震化や減災対策、耐震診断を推進します。
- ・老朽管の改築更新に伴いマンホール・管きょ等の耐震化を進めます。
- ・既存施設の防水化による津波対策を推進します。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない。

■石油コンビナート火災等への消防機能の強化

- ・海上から沿岸施設への防ぎよや大型船舶火災への対応に必要な放水能力及び伸縮放水塔を備えた消防艇への更新を行います。

■ため池の維持管理

- ・市内にある農業用ため池の、適切な維持・管理を行います。

■危険物施設の適正な保管・管理

- ・危険物施設の維持管理及び危険物の貯蔵取扱い状況を検査し、施設所有者等の保安意識の向上を図ります。

■臨海部防災対策計画の推進

- ・今後予定されている「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を踏まえて、臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策の推進を図ります。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

■災害廃棄物処理計画に基づいた対策等の促進

- ・国、県及び他自治体との各種会議や情報交換会等において、情報共有を行いながら計画に基づいた対策の促進や他都市との連携を引き続き行います。

■地籍調査の推進

- ・現在取り組んでいる地籍調査を引き続き実施していきます。

■他自治体等との連携強化

- ・ 平時より関係機関、協定締結先等との連絡先等を明確にするとともに、災害時の協力体制等について連絡会や訓練等を開催するなどし、協力体制の強化に向けた取組を推進します。

2 横断的施策分野のポイント

■市民等への防災啓発の推進

- ・ 「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子等による防災関連情報の提供、「ぼうさいライブラリー」の利用促進などを通じた啓発活動を推進します。

■リスクコミュニケーションの普及・促進

- ・ 自主防災組織等の活動支援を行うための、活動助成制度を継続的に実施するとともに、災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成などを通して、リスクコミュニケーションの手法を広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報共有を促進します。

■他自治体等との連携強化

- ・ 大規模災害が発生した場合、国や協定締結している他都県市、民間事業者、各種団体等からの支援を速やかに受け入れられるよう、定期的な会議や各種訓練などを行ういます。また、活動拠点としての活用が見込まれる公園、施設の整備にあたっては、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の充実に向けた検討を進めます。

■公共施設の老朽化対策

- ・ 公共建築物、橋りょう、道路等の都市インフラについては、今後、老朽化が進み更新時期を迎えることを考慮し、「長寿命化修繕計画」や「長期保全計画」等に基づき、日々の点検による劣化、破損あるいはその拡大を未然に防ぎ、施設の長寿命化を図っていきます。また、老朽化に伴う施設の建て替えや改修にあわせて、防災機能の充実を進めていきます。

■研究開発

- ・ 市内に多数ある研究・開発機関等との連携や支援を通じて得られた成果のうち、本市の強靱化に関する取組へ活用できる可能性のあるものについては、関係主体と連携して活用に向けた検討等を進めていきます。

第2節 リスクシナリオごとの推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

○建築物の耐震化の推進

・「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部の廃止及び使用停止となっている施設について、引き続き解体工事を実施します。

・市立小・中学校等の耐震化については、平成24（2012）年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化に関しては、平成27（2015）年度全校完了します。特定天井改修工事、教室照明に関しては速やかに整備を進めていきます。

・地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用も想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。

・民間の住宅・建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度等を継続的に行います。また、市内で開催される各種イベントへの出展や相談会などを通じ、耐震改修への働きかけを図ります。

○密集市街地の改善の推進

・人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において、大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合の向上に向けた取組を推進します。

・公園緑地については、防災に配慮した公園施設の整備を進めるとともに、公園の再整備等の機会に合わせた、緑化による延焼防止機能の強化を図ります。

・一時避難場所、仮設住宅建設用地等として利用可能な農地について、市民防災農地への登録を推進します。

・防災都市づくりのハード・ソフトに係る取組の関連部署による推進会議を設置し、リスク評価に基づく防災上課題の多い地域を重点的に、組織横断的な連携の取組の強化や、減災に効果的な施策の組合せ等の創出に向けた検討を推進します。

・低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用しながら、民間再開発事業者等と協議・調整を進め、公開空地の確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進します。

○道路の確保等の推進

・緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度を継続的に行います。また、耐震診断義務化沿道建築物については、報告期限である平成31（2019）年3月31日までに診断を行い、診断を行った建築物については、その後の耐震改修に繋げていく取組を進めます。

・臨海部の緊急物資輸送道路指定路線の安全性を確保するため、段差抑制工事を進めていきます。

・大地震等の発生により道路機能がなくなった場合でも、道路機能の早期回復のため、関係事業者との

情報共有や防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に向けた体制整備などを進めます。

・橋りょうの耐震化については、阪神・淡路大震災以降、緊急輸送路などに架かる重要な橋りょう 124 橋について耐震対策は完了しましたが、災害に強いまちづくりをより一層、推進するためには、市民に密着した生活道路など、その他の橋りょうについても、大規模地震に備えた対応が必要であることから、引き続き、耐震対策を進めます。また災害時における道路啓開は、適宜啓開作業及び情報収集ができるよう防災訓練等を通じて国、県、建設業協会等関係機関との連携を図ります。

・安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の向上などの基本的な考え方のもと、重点化するエリアを設定するなどし、より一層円滑かつ効率的な無電柱化等の推進を図ります。

・大規模地震において、下水道の損壊により軌道や緊急交通路等が陥没し、交通の障害となることを防ぐため、軌道横断や緊急交通路等に布設されている重要な管きょについて、老朽管が多く、また、地盤の液状化が予想される川崎駅以南を集中的に耐震化を行ってきましたが、川崎駅以北についても耐震診断を行い、引き続き耐震化を推進していきます。

○消防機能等の充実・強化

・避難所に順次配備している消火ホースキットについて、取扱訓練等を通しての認知度を向上させるとともに、新たな設置場所の選定や自主防災組織資器材購入補助制度などの周知などを通じ、消火ホースキットの拡充を図ります。

・耐水性貯水槽を平成 32（2020）年度末までに毎年 5 基ずつ整備するとともに、隣接都市と水利の利用に関する協定の締結に向けた検討を進め、水利充足率を 95%まで引き上げます。

・協力事業所・応援事業所制度を定め、消防団員確保対策を実施し、各種イベントや広報を通して消防団員の確保に努めます。

○災害対応力の向上

・防災都市づくりのハード・ソフトに係る取組の関連部署による推進会議を設置し、リスク評価に基づく防災上課題の多い地域を重点的に、組織横断的な連携の取組の強化や、減災に効果的な施策の組合せ等の創出に向けた検討を推進します。

・平成 28（2016）年度は、防災まちづくりモデル地区の検証を行い、平成 29（2017）年度以降は、防災上課題のある地域から毎年優先的に取り組む地区を抽出し、行政が働きかけ、地域住民と協働で防災まちづくり計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを行います。

・防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設等における防災体制の強化を図ります。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○避難場所の確保

・津波浸水が想定される区域において津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には、避難誘導に資する蓄光式標識や誘導看板等を設置します。

○防御施設の改良の推進

・市内陸部への津波・高潮による浸水を防護すること及び操作作業員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（防潮扉）の改良を推進します。

○大規模津波等への対応力の向上

・適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布します。

・津波警報等が発せられた場合に備え、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する支援及び水門等の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施します。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○浸水対策の推進

・既存施設の適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導を今後も継続的に進めていきます。また、重点化地区の施設整備を進めるとともに、新たに重点化地区を抽出し、浸水対策を推進します。

○災害対応力の向上

・今後想定される浸水被害のリスクに備えるため、従来の河川整備と併せ減災対策として、洪水ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上の啓発を進めます。

・引き続き「浸水実績図」の作成・公表を行うことにより、自助の促進に努めます。

・消防局では、ポンプ機能を有した車両等の整備について、車両更新計画に基づき計画的な整備を推進し、車両配備に伴う運用計画等の見直しを図ります。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○各種大規模災害への避難対策の推進

・災害発生後迅速な対応が図れるように、引き続き避難施設（市立小・中学校等）の維持・管理を行います。

・火山噴火時における降灰対策や、周辺自治体との連携体制及び避難者対策について、検討を行い体制の整備を推進します。

・災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組による、避難支援や安否確認などを推進します。

○災害情報伝達体制の整備の推進

・土砂災害警戒区域や津波浸水予測地域等に同報系防災行政無線屋外受信機を増設するとともに、住民組織等への周知による、戸別受信機の利用を促進します。

・メールニュースかわさき、Twitter、防災アプリ等を用い、大規模災害に関する情報などの広報を行うとともに、市民が必要とする情報を選定し、情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて体制の強化をしていきます。

・情報収集・伝達能力の向上のため、総合防災情報システムの機能強化を行うとともに、次期システム導入の検討を行います。

○災害対応力の向上

・各種ハザードマップや防災啓発冊子などを活用して、各種災害の危険性や対応方法などについて啓発

を実施していきます。

・擁壁改修等の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事にかかる工事費の一部に対して助成を行い、老朽化した擁壁等の倒壊などの防止対策を進めます。

主な重要業績指標

- ・住宅の耐震化率 92%(H27) → 95%(H32)
- ・特定建築物の耐震化率 92%(H27) → 95%(H32)
- ・市立小中学校等の耐震化率 100%(H27) → 現状維持
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%(H27) → 現状維持
- ・災害拠点病院の耐震化率 86%(H26) → 100%(H36)
- ・消防署所の耐震化率 100%(H27) → 現状維持
- ・橋りょうの耐震化率(Ⅱ期) 51%(H27) → 61%(H32) (Ⅰ期124橋については完了済み)
- ・道路斜面等の要対策箇所対策率 50%(H25) → 75%(H30)
- ・人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地における建築物の不燃化対策等に伴う大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 20%(H27) → 30%(H32)
- ・耐震化貯水槽の整備 92%(H27) → 95%(H32)
- ・水門、樋門等の自動化率 1.7%(H25) → 100%(H32)
- ・浸水対策実施率(重点化地区) 22.6%(H26) → 100%(H30)
- ・河川整備率(50mm/h) 約81%(H24) → 91%(H33)
- ・全国瞬時警報システム自動装置の整備 整備済み

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○物資供給体制の整備の推進

- ・小売店等と締結している「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」について、継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持・強化していきます。
- ・北部市場内の卸売業者等12社と締結している「災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定」について、南部市場の卸会社等にも拡充を図ります。
- ・協定締結先等に対し、災害時の緊急連絡先の確認を実施し、情報を更新することにより、協力体制の維持を図ります。
- ・国土交通省及び関係機関と協議を行うとともに、各種訓練等を通じ、連携強化を図ります。

○道路の確保等の推進 【1-1 再掲のため、内容省略】

○災害用備蓄の整備

- ・公的備蓄の適切な管理等を行うとともに、自助・共助による備蓄の促進に向けた啓発を行います。
- ・地階を除く階数10以上で共同住宅の用途に供するもの(共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。)を対象に、各年度10棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努

めるよう周知・普及啓発を図ります。

○上水道施設等の耐震化の推進

・管路の耐震化を進めるとともに、配水池・配水塔や供給ルート耐震化が完了した小中学校に開設不要型応急給水拠点の整備を進めます。

・2池以上ある配水池・配水塔に緊急遮断弁を設置し、災害時の水道水として確保します。

2-2 消防等の被災等により、救助・救急活動等の絶対的不足

○災害対応の体制・資機材の充実

・関係機関と連携した訓練を定期的実施していくとともに、必要に応じて応援・受援計画等の見直し等を図ります。

・消防団で使用する資機材を整備するとともに、それらの資機材を備蓄するためのスペースなどの確保を推進します。

・九都県市合同による総合防災訓練や図上訓練等の計画的な実施を通じて、災害対応力の強化に取り組みます。

○消防署所等の施設整備の推進

・消防署所等の耐震整備が完了したことから、老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めていきます。

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○燃料確保の促進

・市庁舎、消防署、災害拠点病院など災害対策上の重要な施設については、県と石油連盟との協定に基づく優先的な供給体制整備ができていますが、より円滑な調達ができるように対象施設の見直しや運用方法の確認などを進めていきます。

・神奈川県石油業協同組合（市内3支部）との協定に基づき、災害時の燃料供給体制の整備に向けて、引き続き調整等を進めていきます。

○災害拠点病院における電力供給体制の確保

・建築後16年を経過した市立川崎病院では、エネルギーセキュリティの更なる向上に向けた取組を行います。また、災害時のエネルギー確保策や、エネルギー供給設備の効果的な更新方法を検討し、災害に強い病院づくりを図ります。

・市立川崎病院については、地下の水没時でも災害拠点病院として最低限のエネルギー供給を維持するため、今後、非常用発電用オイル配管設備改修工事を施工し、地下に設置されている燃料移送ポンプ及び関連配管、制御電源等の一部を地上に移設を行います。また、その他の熱源設備等の機能維持についても、引き続き対策を検討していきます。

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

○帰宅困難者向けの備蓄の確保

・主要駅を中心に、飲料水や防寒シート等の備蓄を進めていきます。

○帰宅困難者の受入体制の確保

・1日あたりの乗降客数が30万人以上の市内主要駅において、都市再生確保促進計画に準じたエリア防災計画を策定し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での対策を進めます。

2-5 被災等により、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○災害時における医療体制の整備の推進

・市内の被害想定を精査し、平時から災害医療コーディネーター、医療関係団体等に意見を聞きながら、必要な場所に医療救護所を設置するなど、実効的な医療救護体制の整備を進めます。

・広域的な情報発信ができるEMISの操作習熟を進めます。また、積極的に他都市との訓練、研修等を行うなどして、相互の応援体制が円滑に進むよう、取組を進めます。

・市内の各医療機関が、地域で求められている具体的な役割を平時から共有し、その役割を災害時に円滑に発揮できるよう、連携を図ります。また、医療機関のみならず、傷病者の搬送を行う関係機関とも連携を図ります。

・訓練等を通じ、市内関係機関との間で、円滑な医薬品等の供給・受援体制をとるための取組を推進します。併せて、市内から直ちに供給することが難しい場合を想定し、神奈川県等への要請手続も円滑に進むよう、準備を行います。

○災害拠点病院等の耐震化の促進

・民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携します。

○道路の確保等の確保の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

○下水道施設の耐震化の推進

・下水道幹線等の重要な管きよや被災時にも機能確保が重要となる水処理センター・ポンプ場の揚水機能や消毒機能等について、耐震化や耐震診断を推進します。

○災害用トイレ対策の推進

・災害発生時の下水機能の不全に備え、災害用トイレの備蓄や避難所となる学校のトイレの活用の検討を進めており、今後とも多様なリスクに対応できる複合的な災害時のトイレ対策を進めていきます。また、避難所の円滑な運用のため、避難所におけるトイレの管理運用について協議を進めていきます。

○平時からの予防接種の促進

・感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。

主な重要業績指標

- ・上下水道の幹線管路の耐震化率 75%(H26) → 78%(H30)
- ・開設不要型応急給水拠点の整備率 7.6%(H26) → 100%(H35)

- ・消防団車両における MCA 無線機の整備率 48.1%(H27) → 100% (H29)
- ・消防救急無線のデジタル化率 整備済み

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○防災拠点等の耐震化の推進

- ・「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部の廃止及び使用停止となっている施設について、引き続き解体工事による耐震対策を実施します。【1-1 再掲】
- ・地震対策の重点地域である川崎駅以南の重要な下水道管きょについて引き続き耐震化を行うとともに、川崎駅以北の重要な下水道管きょについても耐震診断を推進します。

○業務継続体制の整備・充実

- ・業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、適宜、計画の改定を行うことで、初動体制・応急体制の充実を図ります。

○長期電源途絶等に対する対応の推進

- ・災害対応の拠点となる施設（市庁舎、消防署、災害拠点病院等）については、自家用発電機設備を有していますが、老朽化等に伴う施設の改修に合わせて長時間稼働が可能となる設備の更新や再生可能エネルギーの導入などの検討を行います。
- ・震災発生時に停電になる可能性があることを踏まえ、避難所となる学校施設の体育館等への電力供給を目的として灯油を燃料とする非常用発電機を整備します。

○バックアップ体制の整備

- ・多摩防災センターでの訓練等を実施し、災害時の対応力の強化を図ります。また、必要となる情報通信機器の老朽化に伴う更新を進めていきます。

○他自治体等との連携強化

- ・大規模災害発生時において、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施します。また、情報交換や訓練等を行い連携体制の強化を推進します。

主な重要業績指標

- ・業務継続計画の策定及び見直し 整備済みのため、訓練を通じた見直しの実施

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○情報通信機能の耐震性の強化等

- ・総合防災情報システムについては、インターネットデータセンターに移設し運用しており、引き続き適切な運用を行っていきます。

○長期電源途絶等に対する対応の推進【3-1 再掲のため、内容省略】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報提供方法の代替手段の確保等

- ・テレビ、ラジオ以外の様々なメディアにも情報提供できるよう、Lアラートによる情報配信を行うとともに、デジタルサイネージ（河川情報掲示板等）を活用した情報配信の検討を進めています。
- ・メールニュースかわさき、Twitter、防災アプリ等を用い、大規模災害に関する情報などの広報を行うとともに、市民が必要とする情報を選定し、情報提供体制を整備し、平時から訓練等による検証を通じて体制の強化を進めていきます。

主な重要業績指標

- ・Lアラート（公共情報コモンズ）の導入 導入済み
- ・デジタル無線機の整備の進捗状況 9.6%(H27) → 100%(H28)

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○個別企業BCPの策定の促進

- ・川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。

○川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等の実施

- ・訓練等を実施し、結果の検証を行いより実効性のある計画へ修正します。

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○民間施設の耐震化等の支援の推進

- ・特定建築物の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度を継続的に行います。

○石油コンビナート等防災訓練の実施

- ・石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、コンビナート地域における災害対応力の強化を図ります。

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

5-3 石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○石油コンビナート等防災計画の見直し等の実施

- ・神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて、臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進します。
- ・コンビナート災害用の補完体制計画が策定された時点で、補完先で必要となる仮設機能設備を準備するとともに整備推進し、必要に応じて警防計画の見直しを図ります。

○コンビナート関連施設の耐震化等

- ・石油コンビナート等防災計画に基づき適切な指導を図ります。

○石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2 再掲のため、内容省略】

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

○海上輸送拠点の耐震化等の促進

・千鳥町7号係船桟橋の耐震改修及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図ります。

○川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等の実施【5-1 再掲のため、内容省略】

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○幹線交通分断に伴うリスク想定への対応

・国の検討結果なども踏まえ、国、県、関係機関等と連携した取組について検討を行います。

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

○交通手段の連携強化

・鉄道、バス、海上輸送などの連携強化に向け、各事業者を交えた訓練等を実施していきます。

5-6 生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞

○個別企業 BCP の策定の促進【1-1 再掲のため、内容省略】

○物資供給体制の整備の推進【2-1 再掲のため、内容省略】

○都市農地の保全等の推進

・防災機能という農地の多面的機能を活用するため、市民防災農地への登録を推進します。

・市街化区域内農地の一定の水準を満たす農地を生産緑地地区に指定することで、都市農地の保全を図ります。

・農業振興地域内において、農業用施設の多くが耐用年数を経過し老朽化しているため、安定した農業生産を維持するために必要な措置を行います。

主な重要業績指標

・臨海部防災計画の見直し 平成 29 年度見直し

・石油タンクの耐震基準の適合率 1000KL 以上 100%(H27) → 現状維持

500KL 以上 63.7%(H27) → 100%(H28)

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

○長期電源途絶等に対する対応の推進

- ・震災発生時に停電になる可能性があることを踏まえ、避難所となる学校施設の体育館等への電力供給を目的として灯油を燃料とする非常用発電機を整備します。
- ・再生可能エネルギーの導入の検討などを進めていきます。

○複数熱源の確保

- ・避難所において、震災発生時に都市ガスが使用できなくなる可能性があること踏まえ、LPガスによるガス設備を整備し、生活確保期の湯沸しを行えるよう整備を行います。また、管理諸室等のガス設備を一部LPガス設備に切替改修することで、都市ガス供給停止に備えます。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道施設等の耐震化の推進

- ・上水道施設については、配水池・配水塔等の基幹施設耐震化を進めるとともに、老朽管更新に伴う管路耐震化を進めます。また、小学校・高校等の避難所となる施設への供給ルート耐震化を進めます。
- ・工業用水道施設については、浄水場及び管路の耐震化を進めます。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設等の耐震化の推進

- ・下水道幹線等の重要な管きよや被災時にも機能確保が重要となる水処理センター・ポンプ場の揚水機能や消毒機能等について、耐震化や耐震診断を推進します。
- ・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。

○下水道施設等の津波対策の推進

- ・水処理センター・ポンプ場の開口部から室内への浸水が想定されることから、防水扉、防水版、開口部嵩上等の津波対策を進めていきます。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

○海上輸送拠点の耐震化等の促進【5-4 再掲のため、内容省略】

6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶

○災害対応力の向上

- ・各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの市民の節水の取組の推進を図ります。

主な重要業績指標	
・ 配水池・配水塔の耐震化率	32%(H26) → 100%(H34)
・ 浄水施設の耐震化率	41%(H26) → 100%(H27)
・ 川崎駅以南の重要な管きよの耐震率	33.5%(H26) → 100%(H31)
・ 工業用水浄水施設耐震化率	67%(H27) → 100%(H30)

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生
○石油コンビナート等防災計画の見直し等【5-3再掲のため、内容省略】
○コンビナート関連施設の耐震化等【5-3再掲のため、内容省略】
○石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2再掲のため、内容省略】
○石油コンビナート火災等への消防機能の強化
・ 関係機関と調整しながら、国際戦略港湾に必要とされる規模・能力を有する消防艇を整備推進するため、消防艇の更新に際して、消防艇の大型化や消防力の整備指針において、消防艇の新たな規格として示された10メートル以上の放水塔の整備等、機能強化を図ります。

7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
・ 市内にある農業用ため池については耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行います。

7-3 有害物質等の大規模拡散・流出
・ 危険物施設の維持管理及び危険物の貯蔵取扱いの状況を検査し、所有者等の保安意識の向上を図ります。
・ 工場・事業場等への立入調査を実施するとともに、大気汚染物質排出量の監視、削減に向けた指導及び排出検査を行います。

主な重要業績指標	
・ 臨海部防災対策計画の策定・見直し【再掲】	策定済み

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
○災害廃棄物処理計画に基づいた対策の推進
・ 国、県及び他自治体との各種会議や情報交換会等に参加し、情報共有しながら、計画に基づいた対策の推進を引き続き行います。
○ごみ焼却施設の耐震対策等の推進
・ 災害発生後、迅速な対応が図れるように、引き続き施設の維持・管理を行ってまいります。

・建て替えを実施するごみ焼却施設の耐震対策や自家発電設備の設置等を進めていきます。

○保管場所の確保等

・国、県及び他自治体との各種会議や情報交換会等に参加し、情報共有しながら、計画に基づいた対策の促進を引き続き行います。

○他自治体等との連携強化

・他自治体との連携については、関東ブロック協議会や県が主催する会議において、情報交換を行うとともに、受入協力等について検討していきます。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○他自治体等との連携強化

・平時より関係機関や民間企業等の協定締結先と連絡先等を明確にするとともに災害時の協力体制等について連絡会等を開催するなど、協力体制の強化に向けた取組を推進します。

・東京湾内の港と協力し、訓練を実施し管理者間の連携体制の強化に向けた取組を推進します。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

・被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、復興計画策定訓練等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積、都市復興計画策定手順の質の向上を図ります。

・自主防災組織が訓練や会議を継続的に行い、自主防災組織同士のつながりや避難所運営会議の活動が推進されるよう支援を行うことで地域の自主的な防災体制の強化を図ります。

・防災に携わる人材の高齢化の課題に対し、若い世代の参加や人材育成などに繋がる啓発等を行い、市民の防災意識と知識の向上を図り、更なる地域防災力向上に繋げていきます。

8-4 鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○道路の確保等の推進【1-1 再掲のため、内容省略】

○基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

・ライフライン事業者等と定期的に開催しているライフライン連絡会議等を通じ、災害応急対策業務の実施体制などについて情報交換を図り、災害時のより速やかな復旧に向けた検討を進めていきます。

○地籍調査等の推進

・継続的かつ計画的な地籍調査の実施に向けて、引き続き県に対し財政上の措置を要望するとともに、調査の効率化を進め事業推進を図ります。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害対応力の向上

・今後想定される浸水被害のリスクに備えるため、従来の河川整備と併せ減災対策として、洪水ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上に努めます。

○水閘門等の耐震対策の推進

・市内陸部への津波・高潮による浸水を防護すること及び操作作業員の安全を確保するため、迅速に防潮堤の閉鎖ができるよう、海岸保全施設（防潮扉）の改良を推進します。

主な重要業績指標

・地籍調査の実施率 9%(H26) → 10%(H33)

第3節 重要業績指標の目標値

本市におけるリスクシナリオやプログラムとの関連性を考慮し、国の基本計画も参考にしながら重要業績指標を定め、目標値を設定しました。（第8章資料編参照）

第4節 プログラムの重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に取組を推進するため、施策の重点化を図りながら進める必要があります。本計画では、リスクシナリオの中から、影響の大きさ、緊急度、本市の役割などの観点から、次のとおり13のリスクシナリオを選定し、関連するプログラムの重点化を図りながら取組を推進します。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	プログラム（施策）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	
1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生	○建築物の耐震化の推進 ○密集市街地の改善の推進 ○道路の確保等の推進 ○消防機能等の充実・強化 ○災害対応力の向上
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○避難場所の確保 ○防御施設の改良の推進 ○大規模津波等への対応力の向上
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○浸水対策の推進 ○災害対応力の向上

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<input type="checkbox"/> 各種大規模災害への避難対策の推進 <input type="checkbox"/> 災害情報伝達体制の整備の推進 <input type="checkbox"/> 災害対応力の向上
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	
2-1 被災地での食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資供給の長期停止	<input type="checkbox"/> 物資供給体制の整備の推進 <input type="checkbox"/> 災害用備蓄の整備 <input type="checkbox"/> 上水道施設等の耐震化の推進
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<input type="checkbox"/> 災害対応の体制・資機材の充実 <input type="checkbox"/> 消防署所等の施設整備の推進
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<input type="checkbox"/> 燃料確保の促進 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院における電力供給体制の確保
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	
3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<input type="checkbox"/> 防災拠点施設等の耐震化の推進 <input type="checkbox"/> 業務継続体制の整備の充実 <input type="checkbox"/> 長期電源途絶等に対する対応の推進 <input type="checkbox"/> バックアップ体制の整備 <input type="checkbox"/> 他自治体等との連携強化
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<input type="checkbox"/> 情報通信機能の耐震性の強化等 <input type="checkbox"/> 情報提供方法の代替手段の確保等
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	<input type="checkbox"/> 個別企業BCPの策定の推進
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	<input type="checkbox"/> 長期電源途絶等に対する対応の推進 <input type="checkbox"/> 複数熱源の確保
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	<input type="checkbox"/> 上水道施設等の耐震化の推進
7 制御不能な二次災害を発生させない。	
7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生	<input type="checkbox"/> 臨海部防災計画の見直し <input type="checkbox"/> コンビナート関連施設の耐震化等の推進 <input type="checkbox"/> 石油コンビナート火災等防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 石油コンビナート火災等への消防機能の強化

第7章 計画の推進と見直し

第1節 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組にあたっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく必要があります。

また、国、神奈川県、関係団体、民間事業者、市民などとの連携・協力を進めることが非常に重要となっておりますので、平時から様々な取り組み通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

第2節 進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握にあたっては、「新たな総合計画」や「川崎市地震防災戦略」など関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管局区が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進めていきます。更に、本市だけでは対応できない事項については、国・神奈川県・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図っていきます。

第3節 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化、国や神奈川県などの強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況などを考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

また、毎年度、川崎市地震防災戦略など他計画とも連携しながら進捗管理を行っていきます。

なお、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれ計画の見直し及び修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、本計画と整合を図るものとします。

第8章 資料編

1 リスクシナリオにおけるプログラム（施策）の強靱化施策分野（個別分野）一覧

リスクシナリオ No	プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野				
		行政機能	住宅・国土 保全・交通	保健医 療・福祉	産業	エネルギー・環境
1-1)	建築物の耐震化の推進	○	○			
1-1)	密集市街地の改善の推進		○			
1-1、2-1 ~3、5)、 5-1・2・5) 8-4)	道路の確保等の推進	○	○	○	○	
1-1)	消防機能等の充実・強化	○				
1-1・3)	災害対応力の向上		○			
1-2)	避難場所の確保		○			
1-2)	防御施設の改良の推進		○			
1-2)	大規模津波等への対応力の向上		○			
1-3)	浸水対策の推進		○			
1-4)	避難体制の整備	○	○			
1-4)	災害情報伝達体制の整備	○				
1-4)	災害対応力の向上		○			
2-1)	物資供給体制の整備	○	○	○	○	
2-1)	災害用備蓄の整備		○			
2-1) 6-2・3)	上水道施設等の耐震化		○	○		
2-2)	災害対応の体制・資機材の充実	○				
2-2)	消防署所等の施設整備	○				
2-3)	燃料確保に向けた検討	○		○		○
2-3)	災害拠点病院における電力供給体制の確保			○		○
2-4)	帰宅困難者向けの備蓄の確保	○			○	

リスクノリ No	プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野				
		行政機能	住宅・国土 保全・交通	保健医 療・福祉	産業	エネルギー・環境
2-4)	帰宅困難者の受入体制の確保	○	○		○	
2-5)	災害時における医療体制の整備	○		○		
2-6)	衛生環境の確保		○	○		
2-6)	下水道施設の耐震化の推進		○			
2-6)	平時からの予防接種の推進			○		
3-1)	防災拠点等の耐震化の推進	○				
3-1)	業務継続体制の整備・充実	○				
3-1)4-1) 6-1)	長期電源途絶等に対する対応の推進	○				○
3-1)	バックアップ体制の整備	○				
3-1)	地方行政機関等との連携	○			○	
4-1)	情報通信機能の耐震性の強化等	○				
4-2)	情報提供の代替手段の確保	○				
5-1-6)	個別企業 BCP の策定の促進				○	
5-1)	川崎港事業継続計画の策定等		○			
5-2)	民間施設の耐震化等の支援				○	○
5-2-3)	石油コンビナート等防災訓練の実施	○			○	○
5-3)	コンビナート関連施設の耐震化等	○			○	○
5-4)	川崎港事業継続計画の策定等	○				
5-4)	海上輸送拠点の耐震化等の促進		○			
5-5)	幹線交通分断に伴うリスク想定への対応		○			
5-5)	交通手段の連携強化		○			
5-6)	物資供給体制の整備				○	

リスクノリ No	プログラム (施策)	関連する強靱化施策分野				
		行政機能	住宅・国土 保全・交通	保健医 療・福祉	産業	エネルギー・環境
5-6)	都市農地の保全等		○			
6-1)	複数熱源の確保	○				○
6-3)	下水道施設等の津波対策の推進		○			
6-3)	災害用トイレ対策の促進		○			
7-1)	コンビナート火災等への消防機能の強化	○				
7-2)	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		○			
7-3)	有害物質等の大規模拡散・流出	○			○	○
8-1)	災害廃棄物処理計画に基づいた対策の促進	○				○
8-1)	ごみ焼却施設の耐震対策等	○				○
8-1)	保管場所の確保等	○				○
8-1)	他地域自治体との連携	○				○
8-1)、 8-2)、 8-3)	他機関、他自治体との連携強化	○				○
8-4)	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討		○			
8-4)	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討		○			
8-4)	地積調査等の促進		○			
8-5)	災害対応力の向上		○			
8-5)	水閘門等の耐震対策の推進		○			

2 重要業績指標及び目標値

本市におけるリスクシナリオやプログラムとの関連性を考慮し、次のとおり重要業績指標を定め目標値を設定しました。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

指標名	現状				目標			
	年	数値			年	数値		
住宅 特定建築物の耐震化率	27	住宅	92	%	32	住宅	95	%
	27	特定建築物	93	%	32	特定建築物	95	%
公共建築物の耐震化	27	6棟（廃止及び使用停止中）を除き耐震化工事等完了				6棟（廃止及び使用停止中）の解体工事の実施		
市立小・中学校等の耐震化率	27		100	%		現状維持		
社会福祉施設の耐震化率	26		100	%		現状維持		
災害拠点病院の耐震化率	26	市立病院整備済み	83	%	36		100	%
消防署所の耐震化率	26		100	%		現状維持		
密集市街地の改善	27	人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地における建築物の不燃化対策等に伴う大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合（H21被害想定比）			32		30	%
防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街	27	川崎地下街アゼリア	整備中		-		-	-
防災上重要な道路に架かる橋りよりの耐震補強完了率（Ⅱ期）	27	第Ⅰ期は完了済み	51	%	32		61	%
道路斜面等の要対策箇所の耐震率	25	道路斜面等の要対策箇所	50	%	30	道路斜面等の要対策箇所	75	%
消火ホースキットの避難所への整備	27		67	%	28		100	%
耐震化貯水槽の整備	27		92	%	32		95	%
大規模盛土造成地マップ公表率	19		100	%	-		-	-
津波避難施設・避難場所	27		93	箇所		想定避難者数分は確保済みですが、可能な限り拡充		
水門、樋門等の改良化率	25		17	%	32		100	%
津波ハザードマップの作成、公表等	-		実施済み		-		-	-
海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）	-		100	%	-		-	-
浸水対策実施率	26	（重点化地区）	22.6	%	30	（重点化地区）	100	%
河川整備率	24	（50mm/h）	81	%	33	（50mm/h）	91	%

指 標 名	現 状				目 標			
	年	数 値			年	数 値		
洪水ハザードマップを作成・公表等	-		実施済み		-		-	-
浸水実績図を作成・公表等	-		実施済み		-		-	-
火山灰の降灰可能性マップの作成・公表等	-		実施済み		-		-	-
全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備	-		整備済み		-		-	-
土砂災害ハザードマップを作成・公表・訓練の実施	-		実施済み		-		-	-
土砂災害警戒区域指定	-		実施済み(県)		-		-	-

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

指 標 名	現 状				目 標			
	年	数 値			年	数 値		
広域的支援物資輸送訓練実施箇所	27		実施済み			継続実施		
道路斜面等の要対策箇所の対策率【再掲】	25	道路斜面等の要対策箇所	50	%	30	道路斜面等の要対策箇所	75	%
防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率(Ⅱ期)	27	第Ⅰ期は完了済み	51	%	32		61	%
上水道の基幹管路の耐震化率	26		75	%	30		78	%
応急食料の充足率(市備蓄計画による)	25		100	%		現状維持		
開設不要型応急給水拠点の整備率	26		7.6	%	35		100	%
消防団車両におけるMCA無線機の整備率	27		48.1	%	29		100	%
消防署所の耐震化率【再掲】	26		100	%		現状維持		
消防救急無線のデジタル化整備	26		100	%		現状維持		
帰宅困難者一時滞在施設	27		44	箇所	-	新たな総合計画における収容確保人員目標 29年度：20000人 33年度：24000人		
都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数	27		2	地域	32		3	地域
災害拠点病院におけるDMAT保有率	25		100	%		現状維持		
災害拠点病院の耐震化率【再掲】	26		83	%	36		100	%
下水道BCP策定	26		策定済み		-		-	-
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風疹ワクチンの接種率	26	第Ⅰ期 第Ⅱ期	98.6 91.6	%	毎年度	第Ⅰ期及び第Ⅱ期	95	%

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

指標名	現状				目標		
	年	数値			年	数値	
公共建築物の耐震化【再掲】	27	6棟（廃止及び使用停止中）を除き耐震化工事等完了			-	6棟（廃止及び使用停止中）の耐震対策（解体工事）実施	
市立小・中学校等の耐震化率【再掲】	27		100	%	-	現状維持	
災害拠点病院の耐震化率【再掲】	26	市立病院整備済み	83	%	36	100	%
社会福祉施設の耐震化率【再掲】	26		100	%	-	現状維持	
消防署所の耐震化率【再掲】	26		100	%	-	現状維持	
業務継続計画（震災対策編）の策定及び見直し	-		策定済み		28	見直しの実施	

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

指標名	現状				目標		
	年	数値			年	数値	
Lアラートの導入状況	26		導入済み		-	-	-
デジタル無線機の整備進捗率	27		9.6	%	28	100	%

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

指標名	現状				目標		
	年	数値			年	数値	
防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率（Ⅱ期）	27	第Ⅰ期は完了済み	51	%	32	61	%
道路斜面等の要対策箇所の対策率【再掲】	25	道路斜面等の要対策箇所	50	%	30	道路斜面等の要対策箇所	75 %
広域物資拠点	27		1	箇所	-	-	-
災害時における燃料の供給協力に関する協定	-	神奈川県石油業協同組合 神奈川エルピーガス協会	3支部 2支部		-	-	-
臨海部防災対策計画の策定・見直し	25		策定済み		28	計画修正	
石油タンクの耐震基準への適合率	27	1000kl 以上 500kl 以上	100 63.7	%	28	1000kl 以上 500kl 以上	100 100 %
川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画の策定	-		策定済み		-	-	-
国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画の策定	-		策定済み		-	-	-
海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）	-		100	%	-	-	-

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

指標名	現状				目標			
	年	数値			年	数値		
市立小中学校等への灯油式発電機設置工事実施率	27		29.6	%	30		100	%
複数熱源化工事実施箇所数（市立小中学校）	26		17.5	%	31		100	%
浄水施設の耐震化率	26		41	%	27		100	%
配水池・配水塔の耐震化率	26		32	%	34		100	%
上水道の基幹管路の耐震化率	26		75	%	30		78	%
上水道の管路の耐震化率	26		26	%	30		32	%
工業用水道浄水施設耐震化率	26		67	%	30		100	%
工業用水道調整池耐震化率	26		52	%	30		100	%
工業用水道管路耐震化率	26		95	%	30		97	%
川崎駅以南の重要な管きよの耐震化率	26		33.5	%	31		100	%
下水道津波BCP策定	26		策定済み		-		-	-

7 制御不能な二次災害を発生させない。

指標名	現状				目標			
	年	数値			年	数値		
臨海部防災対策計画の策定・見直し【再掲】	25		策定済み		28		見直し実施	
海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）	27		100	%	-		-	-
コンビナート火災等への消防機能の強化	26		100	%	-		-	-
工場・事業場等への立入実施率	26		100	%	-		-	-

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

指標名	現状				目標			
	年	数値			年	数値		
災害廃棄物処理計画の策定	27		策定済み		-		-	-
防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率（Ⅱ期）	27		51	%	32		61	%
道路斜面等の要対策箇所の対策率【再掲】	25	道路斜面等の要対策箇所	50	%	30	道路斜面等の要対策箇所	75	%
地籍調査進捗率	26		9	%	33		10	%
津波ハザードマップを作成・公表等	-		実施済み		-		-	-
洪水ハザードマップを作成・公表等	-		実施済み		-		-	-
海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）	27		100	%	-		-	-

3 関連事業一覧

「事前に備えるべき目標」ごとにまとめた重要業績指標に関連する主な事業等の名称及び所管局・所管課は、次のとおりとなっています。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

事業等名称	所管局	所管課
危機管理対策事業	総務局	危機管理室
臨海部・津波防災対策事業	総務局	危機管理室
防災対策管理運営事業	総務局	危機管理室
本庁舎等建替事業	総務局	本庁舎等建替準備室
建築物防災対策事業	まちづくり局	建築管理課
特定建築物耐震対策事業	まちづくり局	建築管理課
防災市街地整備促進事業	まちづくり局	市街地整備推進課
防災都市計画推進事業	まちづくり局	都市計画課
地域地区等計画策定・推進事業	まちづくり局	都市計画課
急傾斜地崩壊対策事業	まちづくり局	宅地企画指導課
宅地防災対策事業	まちづくり局	宅地企画指導課
防災都市計画推進事業 防災まちづくり支援促進事業	まちづくり局	都市計画課 景観・まちづくり支援課
学校防災機能整備事業	教育委員会	教育環境整備推進室
警防活動事業	消防局	警防課
消防団に関する事務	消防局	庶務課
耐震性貯水槽建設事業	消防局	警防課
消防車両等管理業務	消防局	施設装備課
港湾施設改修（防災・減災）事業	港湾局	整備計画課
地域振興事業	市民・こども局	市民活動推進課
公園防災機能向上事業	建設緑政局	みどりの保全整備課
農環境の保全と活用事業	経済労働局	農地課
浸水対策事業	上下水道局	下水道計画課
耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局	道路整備課 道路施設課
河川改修事業	建設緑政局	河川課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

事業等名称	所管局	所管課
防災施設整備事業	総務局	危機管理室
帰宅困難者対策推進事業	総務局	危機管理室
地域防災推進事業	総務局	危機管理室
防災対策管理運営事業【再掲】	総務局	危機管理室

事業等名称	所管局	所管課
特定建築物耐震対策事業【再掲】	まちづくり局	建築管理課
高層住宅の震災対策推進事業	まちづくり局	まちづくり調整課
川崎駅周辺総合整備事業	まちづくり局	市街地整備推進課
耐震対策等橋りょう整備事業【再掲】	建設緑政局	道路整備課 道路施設課
川崎市水道事業中期計画	上下水道局	水道計画課
下水道施設・管きよの地震対策事業	上下水道局	下水道計画課
警防活動事業	消防局	警防課
消防団に関する事務	消防局	庶務課
消防車両等管理事業	消防局	施設装備課
消費者自立支援推進事業	経済労働局	消費者行政センター
災害時医療救護対策事業	健康福祉局	医療政策推進室
感染源対策事業	健康福祉局	健康危機管理担当
予防接種事業	健康福祉局	健康危機管理担当

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

事業等名称	所管局	所管課
防災対策管理運営事業	総務局	危機管理室
本庁舎等建替事業【再掲】	総務局	本庁舎等建替準備室
学校防災機能整備事業【再掲】	教育委員会	教育環境整備推進室

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

事業等名称	所管局	所管課
防災施設整備事業【再掲】	総務局	危機管理室
消防・救急無線デジタル化事業	消防局	指令課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

事業等名称	所管局	所管課
特定建築物耐震対策事業【再掲】	まちづくり局	建築管理課
耐震対策等橋りょう整備事業【再掲】	建設緑政局	道路整備課 道路施設課
警防活動事業【再掲】	消防局	警防課
庁舎等整備事業	消防局	施設装備課
危険物施設等の規制業務	消防局	危険物課
港湾施設改修（防災・減災）事業【再掲】	港湾局	整備計画課
下水道施設・管きよの地震対策事業【再掲】	上下水道局	下水道計画課
消費者自立支援推進事業	経済労働局	消費者行政センター
農環境の保全と活用事業 農業生産基盤の維持・管理事業	経済労働局	農地課

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

事業等名称	所管局	所管課
学校防災機能整備事業【再掲】	教育委員会	教育環境整備推進室
川崎市水道事業中期計画【再掲】	上下水道局	水道計画課
川崎市工業用水道事業中期計画	上下水道局	水道計画課
下水道施設・管きよの地震対策事業【再掲】	上下水道局	下水道計画課

- 7 制御不能な二次災害を発生させない。

事業等名称	所管局	所管課
防災対策管理運営事業【再掲】	総務局	危機管理室
危険物施設等の規制業務【再掲】	消防局	危険物課
庁舎等整備事業【再掲】	消防局	施設装備課
危険物施設等の規制業務【再掲】	消防局	危険物課
警防活動事業【再掲】	消防局	警防課
消防艇管理業務	消防局	施設装備課
農業生産基盤の維持・管理事業【再掲】	経済労働局	農地課
大気環境等改善対策の推進	環境局	企画指導課
水質・土壌・地盤環境対策の推進	環境局	環境対策課

- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

事業等名称	所管局	所管課
廃棄物の適正処理・処分	環境局	庶務課 廃棄物指導課 廃棄物政策担当 処理計画課
廃棄物処理施設の整備 処理センター整備事業	環境局	施設整備課 施設建設課 処理計画課
防災都市づくり基本計画推進事業	まちづくり局	都市計画課
特定建築物耐震対策事業【再掲】	まちづくり局	建築管理課
下水道施設・管きよの地震対策事業【再掲】	上下水道局	下水道計画課
河川改修事業【再掲】	建設緑政局	河川課
耐震対策等橋りょう整備事業【再掲】	建設緑政局	道路整備課 道路施設課
地籍調査事業	建設緑政局	管理課
港湾施設改修（防災・減災）事業	港湾局	整備計画課
安全・安心まちづくり事業	各区	危機管理担当

川崎市国土強靱化地域計画（平成28年〇月決定）

【事務局】

川崎市総務局危機管理室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）0337

I 川崎市地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

■地域防災計画の体系■



II 修正の目的について

今回の修正は、災害対策基本法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）及び水防法の改正や、国における防災基本計画の修正等を踏まえて、「震災対策編」及び「風水害対策編」の2編について行うものです。本修正を通じ、計画の更なる拡充を図り、本市の防災対策を推進します。

III 関係法令の改正概要について

1 災害対策基本法の改正

■改正の概要

・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時において、直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

2 土砂災害防止法の改正

■改正の概要

・土砂災害に対して円滑かつ迅速な避難を実施するため、市地域防災計画へ土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設（社会福祉施設、学校、医療施設）の記載及び土砂災害に関する情報や警報の伝達に関する事項等を記載する。

3 水防法の改正

■改正の概要

・市地域防災計画へ、想定し得る最大規模の洪水、内水又は高潮に係る各浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載する。「地下街等（建設予定、建設中含む）の名称及び所在地」、「洪水予報等の伝達方法」、「災害時要援護者施設（社会福祉施設、学校、医療施設）」等

IV 主な修正内容

1 法令改正に伴う修正

(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正項目

○災害時における道路管理者の放置車両等の移動の権限に関する事項等を追加します。
(震災対策編 第3部3章 P136、風水害対策編 第4部第1章 P108)

(2) 土砂災害防止法の改正に伴う修正項目

○土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等の指定範囲の修正及び避難に関する事項等を追加・修正します。
(風水害対策編 第2部第8章 P54 第9章 P58)

(3) 水防法の改正に伴う修正項目

○浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者施設の指定範囲の修正並びに避難に関する事項等を追加・修正します。
(風水害対策編 第2部第7章 P49 第8章 P54 第9章 P58)

2 その他防災関係業務に関する修正

(1) 震災時の災害医療体制について

○市内病院がそれぞれの特長を生かして医療救護活動を行えるよう、役割を整理します。
○医療救護所を機能別に分類し、地域の実情に応じて適切な場所に設置できるようにします。
○新たに設置した「災害医療コーディネーター」が、震災時の医療資源の調整役を担うことを追加します。
(震災対策編 第4部4章 P142~150)

(2) 風水害時の「避難行動の考え方」の整理

○避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府（防災担当））の改定に伴い、「避難行動の考え方」を整理し、①避難所への移動、②安全な場所への移動、③近隣の高い建物への移動、④屋内の安全な場所への避難を追加します。
(風水害対策編 第4部第2章 P116)

(3) 初動対策計画の見直し

○平成26年の台風第19号への対応を踏まえ、動員計画の見直しを行い整理した、「大雨に関する動員対象の考え方」の反映を行います。
(風水害対策編 第3部第4章 P75~P82)

(4) その他の時点修正

○市物資集積場所に南部市場を追加します。
(震災対策編第4部第8章P172 風水害対策編第4部第8章P142)
○義援物資の受付方法について整理します。
(震災対策編第4部第9章P180 風水害対策編第4部第8章P137)
○その他
(震災対策編各部、風水害対策編各部)

V 今後の予定

	H27年		H28年		
	11月	12月	1月	2月	3月
防災会議					○
防災会議幹事会		○			
防災対策検討委員会	○				○
パブリックコメント等					公表